

板橋区地域防災計画 (素案)

(令和5年度改定)

板橋区

はじめに



区長挨拶がはいります

令和6年 月

板橋区長

坂木 健

目 次

第1部 総則

第1章 地域防災計画の概要	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格	1
第3 計画の前提	2
第4 計画の構成	3
第5 計画の習熟	3
第6 計画の修正	3
第7 他の法令に基づく計画との関係	4
第2章 板橋の現状と被害想定	5
第1節 板橋の概況	5
第1 地勢の概要	5
1 位置	5
2 地形	5
3 地質	5
第2 河川	5
1 荒川	5
2 荒川支流	5
第3 面積及び人口	8
1 面積と人口	8
2 昼夜間人口	8
第4 産業及び生活環境（板橋区の統計 令和4年版）	9
1 産業別の概要	9
2 土地利用状況	9
3 上下水道	10
4 道路	10
5 公園	10
6 医療施設	10
第2節 風水害の概況	11
1 昭和20年代の水害	11
2 都市型水害の発生	11
3 集中豪雨による被害	12
第3節 板橋区の地域特性	13
1 人口分布	14
2 東京都緊急輸送道路ネットワーク図	15
3 鉄道網と駅	16
4 土地利用状況	16
5 補正不燃領域率	17
第4節 被害想定	18

第 1	地震災害	18
1	前提条件	18
2	考慮する想定地震	18
3	気象条件等	18
4	想定結果の概要（首都直下地震等による東京の被害想定より）	19
5	震度分布図（多摩東部直下地震（M7.3））	20
6	液状化危険度分布（多摩東部直下地震（M7.3））	20
7	急傾斜地崩壊危険度ランク（多摩東部直下地震（M7.3））	21
8	全壊棟数分布（多摩東部直下地震（M7.3））	21
9	焼失棟数分布（多摩東部直下地震（M7.3））	21
10	身の回りで起こり得る被害の様相	22
第 2	風水害	22
1	前提条件	22
2	想定される被害の概要	22
3	荒川洪水浸水想定結果における浸水想定区域および家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	23
4	荒川洪水浸水想定結果における浸水継続時間	23
第 3 章	河川、下水道等の整備概要	24
第 1 節	河川	24
第 1	荒川	24
第 2	荒川支流	24
1	新河岸川及び白子川	24
第 2 節	下水道	26
第 1	区部の下水道	26
第 2	排水機所	27
第 3	移動式排水ポンプ保有状況	28
第 4	浸水対策	28
1	土のうステーションの設置	28
第 4 章	被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）	29
第 1	区における災害時の課題	29
第 2	区の減災目標	29
第 5 章	複合災害への対応	34
第 1 節	複合災害による被害の様相	34
第 2 節	複合災害に備え留意すべき事項	35
第 6 章	各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ	36

第2部 区等の基本的責務と役割

第1章 区等の基本的責務と役割	39
第1節 基本理念及び基本的責務	39
第1 決意と基本理念	39
第2 基本的責務	40
1 区民の責務	40
2 事業者の責務	40
3 区の責務 (板橋区防災基本条例第6条～第8条)	41
第2節 区及び関係各機関の役割	42
第1 板橋区の役割	42
第2 板橋区災害対策本部の役割	43
1 板橋区災害対策本部の組織	43
2 本部長室	44
3 各部	46
第3 東京都の役割 (東京都地域防災計画より)	57
第4 都関係機関 (東京都地域防災計画より抜粋)	58
第5 指定地方行政機関	59
第6 自衛隊 (東京都地域防災計画より)	60
第7 指定公共機関 (東京都地域防災計画より)	61
第8 指定地方公共機関 (東京都地域防災計画より)	62
第9 その他区長が必要と認める機関 (東京都地域防災計画より)	62
第10 区民・事業所のとるべき措置 (板橋区防災基本条例より)	62
第11 災害緊急事態の布告	63

第3部 災害予防計画

第1章 区民と地域の防災力向上	65
第1節 自助による区民の防災力向上	65
第1 区民による自助の備え	65
第2 防災意識の啓発	66
第3 防災教育・防災訓練の充実	71
第4 外国人支援対策	74
第2節 地域による共助の推進	75
第1 対策内容と役割分担	75
第2 詳細な取組内容	76
第3節 マンション防災における自助・共助の構築	81
第1 マンション居住者による自助・共助の備え	81
第2 防災意識の啓発	81
第3 防災教育・防災訓練の充実	81
第4節 消防団の活動体制の強化	82
第1 対策内容と役割分担	82
第5節 事業所による自助・共助の強化	83
第1 対策内容と役割分担	83
第2 詳細な取組内容	83
第6節 ボランティアとの連携	86
第1 一般ボランティアの活動支援に係る関係機関等との連携	86
第7節 区民・行政・事業所等の連携	88
第1 対策内容と役割分担	88
第2 詳細な取組内容	88
第2章 水害予防対策	89
第1節 豪雨対策	89
第1 東京都豪雨対策基本方針	90
第2 河川の整備	90
第3 雨水流出抑制施設の整備	91
第4 下水道の整備	94
第5 豪雨対策の重点的な実施	94
第6 住民への洪水情報の提供	95
第7 浸水想定区域の指定及び水深の公表	95
第8 浸水想定区域における避難体制確保	96
第9 地下空間への浸水被害対策	97
第10 洪水ハザードマップ等の作成・公表	97
第11 避難体制等の整備・確立	99
第12 広報・啓発	100
第13 下水道におけるリスクコミュニケーションの充実	100
第2節 土砂災害対策	101
第1 がけ崩れ対策	101

第3節	土砂災害に関するソフト対策	103
第1	土砂災害防止法	103
第2	土砂災害警戒区域等の指定	103
第3	土砂災害警戒情報の提供	103
第4	避難体制等の整備・確立	105
第3章	噴火降灰事前対策	106
第1節	区民等の防災行動力の向上	106
第2節	火山降灰対策用資機材の備蓄	107
第4章	安全な都市づくりの実現	108
第1節	安全に暮らせる都市づくり	108
第1	市街地（木造住宅密集地域を含む。）の不燃化促進	108
第2	河川管理施設等の整備	110
第3	高層建築物における安全対策	110
第4	がけ・擁壁、ブロック塀等崩壊防止、土石流、地すべり等の防止	111
第2節	建築物の耐震化及び安全対策の促進	113
第1	建築物の耐震化の促進	113
第2	エレベーター対策	116
第3	落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止	117
第4	文化財施設の安全対策	118
第3節	社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備	120
第1	対策内容と役割分担	120
第2	詳細な取組内容	120
第4節	液状化、長周期地震動への対策の強化	121
第1	液状化対策の強化	121
第2	長周期地震動対策の強化	122
第5節	出火、延焼等の防止	123
第1	消防水利の整備、防火安全対策	123
第2	危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化	123
第3	危険物等の輸送の安全化	126
第5章	安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	128
第1節	道路及び交通施設等	128
第1	道路・橋りょう	128
第2	鉄道施設	131
第3	河川等	131
第4	緊急輸送ネットワークの整備	131
第2節	ライフライン施設	133
第1	電気施設(東京電力グループ)	133
第2	ガス施設(東京ガスグループ)	134
第3	通信施設	134
第4	水道施設	135
第5	下水道施設	135

第 6	ライフライン事業者との連絡体制の強化	136
第 7	ライフラインの復旧活動拠点の確保	136
第 8	エネルギーの確保	136
第 6 章	広域的な視点からの応急対応力の強化	138
第 1 節	初動対応体制の整備	138
第 1	対策内容と役割分担	138
第 2	詳細な取組内容	138
第 2 節	業務継続体制の確保	142
第 1	対策内容と役割分担	142
第 2	詳細な取組内容	142
第 3 節	消火・救助・救急活動体制の整備	144
第 4 節	広域連携体制の構築	145
第 1	交流自治体との協定	145
第 2	特別区間における協定	145
第 3	民間団体等との協定	145
第 4	ボランティアセンターと連携したボランティアの受入れ	146
第 5 節	応急活動拠点の整備	147
第 1	対策内容と役割分担	147
第 2	詳細な取組内容	147
第 6 節	その他区立施設の整備	149
第 7 章	情報通信の確保	150
第 1 節	防災機関相互の情報通信連絡体制の整備	150
第 1	対策内容と役割分担	150
第 2	詳細な取組内容	150
第 2 節	区民等への情報提供体制の整備	155
第 1	対策内容と役割分担	155
第 2	詳細な取組内容	156
第 3 節	区民相互の情報連絡等の環境整備	157
第 1	対策内容と役割分担	157
第 2	詳細な取組内容	157
第 8 章	医療救護・保健等対策	158
第 1 節	初動医療体制等の整備	158
第 1	情報連絡体制等の確保	158
第 2	医療救護活動等の確保	158
第 3	負傷者等の搬送体制の確保	159
第 4	防疫体制の整備	160
第 2 節	医薬品・医療資器材の確保	161
第 1	対策内容と役割分担	161
第 2	詳細な取組内容	161
第 3 節	医療施設の基盤整備	163
第 1	対策内容と役割分担	163

第 2	詳細な取組内容	163
第 4 節	遺体の取扱い	165
第 1	対策内容と役割分担	165
第 9 章	帰宅困難者対策	166
第 1 節	東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底	166
第 1	対策内容と役割分担	166
第 2	詳細な取組内容	167
第 2 節	帰宅困難者への情報通信体制整備	175
第 1	対策内容と役割分担	175
第 2	詳細な取組内容	175
第 3 節	一時滞在施設の確保	176
第 1	対策内容と役割分担	176
第 2	詳細な取組内容	177
第 4 節	帰宅支援のための体制整備	181
第 1	対策内容と役割分担	181
第 2	詳細な取組内容	181
第 10 章	避難者対策	185
第 1 節	避難体制の整備	185
第 1	対策内容と役割分担	185
第 2	詳細な取組内容	185
第 2 節	避難所・避難場所等の指定・安全化	191
第 1	対策内容と役割分担	191
第 2	詳細な取組内容	191
第 3 節	避難所の管理運営体制の整備等	198
第 1	対策内容と役割分担	198
第 2	詳細な取組内容	198
第 4 節	車中泊	201
第 1	対策内容と役割分担	201
第 2	詳細な取組内容	201
第 11 章	物流・備蓄・輸送対策の推進	202
第 1 節	食料及び生活必需品等の確保	202
第 1	対策内容と役割分担	202
第 2	詳細な取組内容	202
第 2 節	飲料水及び生活用水の確保	207
第 1	対策内容と役割分担	207
第 2	詳細な取組内容	207
第 3 節	備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	211
第 1	対策内容と役割分担	211
第 2	詳細な取組内容	211
第 4 節	輸送体制の整備	213
第 1	対策内容と役割分担	213

第 2	詳細な取組内容	213
第 5 節	輸送車両等の確保	214
第 1	対策内容と役割分担	214
第 2	詳細な取組内容	214
第 12 章	放射性物質対策	216
第 1 節	情報伝達体制の整備	216
第 1	対策内容	216
第 2 節	都民・区民への情報提供等	216
第 1	対策内容	216
第 3 節	都放射線等使用施設の安全化（再掲：第 3 部第 4 章第 5 節）	217
第 1	対策内容と役割分担	217
第 13 章	区民の生活の早期再建	218
第 1 節	生活再建のための事前準備	218
第 1	対策内容と役割分担	218
第 2	詳細な取組内容	219
第 2 節	トイレの確保及びし尿処理	221
第 1	対策内容と役割分担	221
第 2	詳細な取組内容	221
第 3 節	ごみ処理	223
第 1	対策内容と役割分担	223
第 2	詳細な取組内容	223
第 4 節	災害廃棄物処理	224
第 1	対策内容と役割分担	224
第 5 節	災害救助法の適用基準	225
第 1	対策内容と役割分担	225
第 2	詳細な取組内容	225
第 6 節	激甚災害法の指定基準	227
第 1	対策内容と役割分担	227
第 2	詳細な取組内容	227

第4部 災害応急・復旧対策計画（震災・火山編）

第1章 初動態勢	229
第1節 初動態勢	229
第2節 消火・救助・救急活動	240
第3節 応援協力・派遣要請	243
第4節 応急活動拠点の調整	250
第2章 区民と地域の応急対策	251
第1節 自助による応急対策の実施	251
第2節 地域による応急対策の実施	253
第3節 マンション防災における応急対策の実施	254
第4節 消防団による応急対策の実施	254
第5節 事業所による応急対策の実施	255
第6節 ボランティアとの連携	256
第3章 情報の収集・伝達	260
第1節 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）	260
第2節 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）	267
第3節 広報体制	273
第4節 広聴体制	276
第4章 二次災害・危険防止対策	277
第1節 公共施設等の応急対策による二次災害防止	277
第2節 危険物等の応急措置による危険防止	283
第5章 医療救護・保健等対策	293
第1節 初動医療体制等	295
第2節 防疫体制の確立	308
第3節 医療品・医療資機材の供給	312
第4節 医療施設の確保	318
第5節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	319
第6節 火葬	325
第6章 避難者対策	328
第1節 避難誘導	328
第2節 避難所の開設・運営	335
第3節 動物救護	345
第4節 車中泊	347
第5節 ボランティアの受入れ	348
第6節 被災者の他地区への移送	349
第7節 帰宅困難者対策	351
第1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応	351
第2 事業所等における帰宅困難者対策	355
第3 駅周辺での混乱防止	359
第4 復旧対策	362
1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進	362

2	徒歩帰宅者の支援	364
第7章	物流・備蓄・輸送対策	366
第1節	飲料水の供給	366
第1	飲料水の供給	366
第2	水の安全確保	369
第3	生活用水の確保	370
第2節	食料・生活必需品等の供給	372
第1	備蓄物資の供給	372
第2	多様なニーズへの対応	374
第3	物資の調達要請	374
第4	炊き出し	378
第5	義援物資の取扱い	379
第6	燃料の供給	380
第3節	備蓄・調達物資の輸送	381
第1	物資の輸送	381
第2	輸送車両の確保	383
第8章	ライフライン施設の応急・復旧対策	385
第1節	水道	385
第1	応急対策	385
第2	復旧対策	386
第2節	下水道	387
第1	応急対策	387
第2	復旧対策	389
第3節	電気・ガス・通信等	390
第1	応急対策	390
第2	復旧対策	390
第4節	エネルギーの確保	391
第9章	公共施設の応急・復旧対策	392
第1節	公共土木施設等	392
第1	道路・橋梁	392
1	応急対策	392
2	復旧対策	398
第2	河川等	399
1	応急対策	399
2	復旧対策	400
第2節	鉄道施設	402
第1	応急対策	402
第2	復旧対策	402
第3節	公共施設の安全確保、施設の本来機能の回復	403
第10章	放射性物質対策	404
第1節	応急対策	404

第 1	情報連絡体制	404
第 2	都民・区民への情報提供等	404
第 3	放射線等使用施設の応急措置	405
第 4	核燃料物質輸送車両等の応急対策	406
第 2 節	復旧対策	409
第 1	保健医療活動	409
第 2	放射性物質への対応	409
第 3	正確な情報提供	410
第 11 章	噴火降灰対策	411
第 1 節	情報の収集・伝達	411
第 2 節	交通・ライフラインの応急対策	413
第 1	交通の応急対策	413
第 2	ライフラインの応急対策	414
第 3 節	宅地等の降灰処理	415
第12章	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	416
第 1 節	ごみ処理	416
第 2 節	トイレの確保及びし尿処理	418
第 3 節	災害廃棄物処理	421
第 1	災害廃棄物処理	421
第 2	災害廃棄物処理の実施	429
第 13 章	大規模事故対策	430
第 1 節	活動体制等	430
第 2 節	鉄道事故	431
第 3 節	道路・橋りょう事故	433
第 4 節	ガス事故	435
第 14 章	応急生活対策	437
第 1 節	被災建築物の応急危険度判定	437
第 2 節	被災宅地の危険度判定	440
第 3 節	被害に係る住家被害認定調査等	441
第 4 節	罹災証明書の交付	442
第 1	罹災証明書の交付準備	442
第 2	罹災証明書の交付	446
第 5 節	被災建築物の応急修理	448
第 6 節	応急仮設住宅の供給	450
第 7 節	区営住宅の応急修理	455
第 8 節	被災者の生活相談等の支援	456
第 9 節	被災者の生活再建資金援助等	457
第 10 節	職業のあっ旋	459
第 11 節	租税等の徴収猶予及び減免等	460
第 12 節	その他の生活確保	462
第 13 節	義援金の募集・受付・配分	463

1	義援金品の募集・受付	463
2	義援金の募集・受付・配分	463
第 14 節	中小企業への融資	467
第 15 節	応急教育	468
第 15 章	災害救助法の運用	471
第 16 章	激甚災害の指定	482
第 1 節	激甚災害制度	482
第 2 節	激甚災害に関する調査報告及び特別財政援助等の申請手続き等	483

第5部 災害応急・復旧対策計画（風水害編）

第1章 初動態勢	485
第1節 板橋区水防本部の組織・運営	486
第2節 板橋区災害対策本部の組織・運営	492
第3節 区職員の初動態勢	496
第4節 救助・救急対策	499
第5節 応援協力・派遣要請	501
第6節 防災機関の活動体制	501
第7節 ボランティア等との連携・協働	501
第2章 情報の収集・伝達	502
第1節 情報連絡体制	502
第2節 災害予警報等の伝達	505
第3節 被害状況等の報告体制	511
第4節 災害時の広報及び広聴活動	514
第3章 水防対策	519
第1節 水防情報	521
第2節 水防機関の活動	531
第4章 雪害対策	534
第1節 雪害に対する備え及び啓発	534
第2節 凍雪害対策の組織及び体制	535
第3節 除雪活動計画	539
第4節 除雪指定道路	540
第5節 大規模な雪害への対応	540
第5章 警備・交通規制	541
第1節 警備活動	541
第2節 交通規制	542
第6章 医療救護・保健等対策	543
第7章 避難者対策	546
第1節 避難体制の整備	549
第2節 避難指示等の判断・伝達	552
第3節 避難誘導	559
第4節 避難所の開設・運営	563
第5節 動物救護	563
第6節 車中泊	563
第7節 ボランティアの受入れ	563
第8節 被災者の他地区への移送	563
第9節 要配慮者の安全確保	564
第10節 広域避難	568
第11節 自主避難対策	572
第12節 帰宅困難者対策	572
第8章 物流・備蓄・輸送対策	573

第9章	ライフライン施設の応急・復旧対策	574
第1節	水道施設（都水道局 北部支所、板橋営業所）	575
第2節	下水道施設（都下水道局 西部第二下水道事務所）	578
第3節	電気施設（東京電力グループ 大塚支社）	580
第4節	ガス施設（東京ガス株式会社 北部支店）	582
第5節	通信施設	583
第10章	公共施設等の応急・復旧対策	584
第1節	公共土木施設等	584
第2節	鉄道施設	587
第3節	社会公共施設等	588
第11章	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	590
第1節	ごみ処理	590
第2節	トイレの確保及びし尿処理	591
第3節	障害物の除去	592
第4節	災害廃棄物処理	593
第12章	応急生活対策	594
第13章	災害救助法の適用	595
第14章	激甚災害の指定	596

第6部 災害復興計画

第1章	災害復興の基本的考え方	597
第1節	復興の基本的な考え方	597
第2節	復興を進める基本的な枠組み	597
第2章	災害復興体制の構築	599
第1節	復興本部の設置	599
第2節	復興本部の役割及び災害対策本部との関係	600
第3節	復興本部の組織	601
第4節	復興本部の廃止	604
第3章	被害状況及び復旧・復興状況の把握	605
第1節	家屋・住家・宅地の被害状況の把握	605
第2節	区民の被害・被災後の生活状況の把握	605
第3節	公共施設等の被害状況の把握	606
第4節	まちの復旧・復興状況の把握	606
第5節	区民生活の再建状況等の把握	606
第4章	罹災証明書の交付	607
第1節	罹災証明書交付の準備	607
第2節	罹災証明書の交付	607
第5章	災害復興計画の策定	608
第1節	板橋区災害復興基本方針の策定	608
第2節	板橋区災害復興計画の策定	608
第6章	財政方針の策定	609
第1節	財政方針の策定	609
第2節	財源の確保	609
第3節	復興基金の創設	609
第7章	人的資源の確保	610
第8章	用地の確保・調整	611
第9章	災害廃棄物等の処理	612
第10章	広報・相談体制	613
第1節	復興関係広報の実施	613
第2節	被災者のための相談所の設置	613
第11章	学校教育	614
第1節	学校教育施設の再建	614
第2節	授業の再開等	614
第12章	文化・社会教育	615
第1節	文化・社会教育施設等の再建	615
第2節	文化財の復旧・復興支援	615
第13章	地域への支援	616
第1節	地域協働復興の推進	616
第2節	外国人への支援	616
第3節	ボランティア等や専門家との連携	617

第 14 章	消費生活	618
第 15 章	都市の復興	619
第 1 節	板橋区都市復興マニュアル	620
第 1	目的	620
第 2	位置づけ	620
第 3	都市復興の流れ	621
第 16 章	住宅の復興	622
第 17 章	生活の復興	623
第 1 節	板橋区生活復興マニュアル	623
第 1	板橋区生活復興マニュアルの目的	623
第 2	生活復興に対する基本的な考え方	623
第 3	板橋区生活復興マニュアルの範囲	623
第 4	生活復興の体系	624
第 2 節	医療	625
第 3 節	福祉	625
第 4 節	保健	626
第 5 節	租税等の徴収猶予及び減免等	626
第 6 節	通信施設等の復旧活動	627
第 18 章	産業の復興	629
第 1 節	産業復興方針の策定	629
第 2 節	中小企業施策	629
第 3 節	観光施策	629
第 4 節	農業施策	629
第 5 節	雇用就業施策	630

第 7 部 南海トラフ地震編

1	概要	631
2	南海トラフ地震に関連する情報とは	631
3	都の対応方針	633
4	区の対応方針	633

計画構成における災害対策本部組織一覧(健康生きがい部②・福祉部)

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

計画構成における災害対策本部組織一覧(健康生きがい部②・福祉部)

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

災害対策本部組織 (部、班、課)	部	健康生きがい部 ※								福祉部					
	班	衛生 対策班	要配慮者班								避難所班				
			課	生活 衛生 課	長 寿 社 会 推 進 課	介 護 保 險 課	後 期 度 課	高 齢 医 療 制	お と し より 福 祉 セ ン タ ー 健 保 健	障 が い 政 策 課	障 が い サ ー ビ ス 課	生 活 支 援 課	福 祉 事 務 所	板 橋	赤 塚
第5部 災害応急・復旧対策計画(風水害編)															
第1章 初動態勢	485	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2章 情報の収集・伝達	502	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第3章 水防対策	519														
第4章 雪害対策	534														
第5章 警備・交通規制	541														
第6章 医療救護・保健等対策	543	●													
第7章 避難者対策	546	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第8章 物流・備蓄・輸送対策	573	●													
第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策	574														
第10章 公共施設等の応急・復旧対策	584	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第11章 ごみ処理・トイレ確保及び屎尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	590														
第12章 応急生活対策	594			●	●					●	●	●	●	●	
第13章 災害救助法の適用	595														
第14章 激甚災害の指定	596														
第6部 災害復興計画															
第1章 災害復旧・復興の基本的考え方	597														
第2章 災害復旧・復興体制の構築	599	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第3章 被害状況及び復旧・復興状況の把握	605									●	●	●	●	●	
第4章 罹災証明書の交付	607														
第5章 災害復興計画の策定	608														
第6章 財政方針の策定	609														
第7章 人的資源の確保	610														
第8章 用地の確保・調整	611														
第9章 災害廃棄物等の処理	612														
第10章 広報・相談体制	613														
第11章 学校教育	614														
第12章 文化・社会教育	615														
第13章 地域への支援	616														
第14章 消費生活	618														
第15章 都市の復興	619	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第16章 住宅の復興	622														
第17章 生活の復興	623	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第18章 産業の復興	629														
第7部 東海地震・南海トラフ地震編															
南海トラフ地震編	631	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

※ 健康生きがい部には、要配慮者班として、障がい政策課、障害サービス課、生活支援臨時給付金担当課を含む

計画構成における災害対策本部組織一覧(教育部①)

「●」は各章の由において担当となる業務のある所管課となります。

計画構成における災害対策本部組織一覧(教育部②・区議会部・関係機関)

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

災害対策本部組織 (部、班、課)	部	教育部		区議会部		関係機関	
	班	避難所施設班		議会班			
	課	区立園立幼稚園	中学校	立小・務議局会事			
目次構成							
第5部 災害応急・復旧対策計画(風水害編)							
第1章 初動態勢	485	●	●	●	気象庁、都、都下水道局、鉄道事業者等、消防署、警察署		
第2章 情報の収集・伝達	502	●	●	●	警察署、消防署、都、その他の防災機関、NTT東日本東京北支店、各放送機関、東京管区気象台、関東地方整備局、自衛隊、日本郵便、各通信事業者、、首都高速道路東京西局、東日本旅客鉄道東京支社、東京電力グループ大塚支社、東京ガスグループ北部支店、各放送機関		
第3章 水防対策	519				関東地方整備局、都、消防署、消防団、水防管理団体		
第4章 雪害対策	534				自衛隊、都、土木業者		
第5章 警備・交通規制	541				警察署		
第6章 医療救護・保健等対策	543				第4部第5章準用		
第7章 避難者対策	546	●	●		都、関東整備局荒川下流河川事務所、警察署、気象庁、消防署、交通事業者		
第8章 物流・備蓄・輸送対策	573				第4部第10章準用		
第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策	574				都水道局、都下水道局、東京電力グループ大塚支社、東京ガス北部支店		
第10章 公共施設等の応急・復旧対策	584	●	●		都、警察署、関東地方整備局東京国道事務所万世橋出張所、首都高速道路東京西局、都下水道局、関東地方整備局荒川下流河川事務所、各鉄道事業者		
第11章 ごみ処理・トイレ確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	590				都、都下水道局、警察署、関東地方整備局		
第12章 応急生活対策	594				第4部第15章準用		
第13章 災害救助法の適用	595				第4部第16章準用		
第14章 激甚災害の指定	596				第4部第17章準用		
第6部 災害復興計画							
第1章 災害復旧・復興の基本的考え方	597				都、町会・自治会、まちづくり協議会		
第2章 災害復旧・復興体制の構築	599	●	●	●			
被害状況及び復旧・復興状況の把握	605						
罹災証明書の交付	607						
第5章 災害復興計画の策定	608						
第6章 財政方針の策定	609				都、国		
第7章 人的資源の確保	610				都、他区市町村		
第8章 用地の確保・調整	611						
第9章 災害廃棄物等の処理	612						
第10章 広報・相談体制	613				都		
第11章 学校教育	614	●	●				
第12章 文化・社会教育	615						
第13章 地域への支援	616				都、地域振興協議会、復興市民組織、いたばし総合ボランティアセンター		
第14章 消費生活	618						
第15章 都市の復興	619	●	●	●			
第16章 住宅の復興	622						
第17章 生活の復興	623	●	●	●	日本郵便、NTT東日本、日本放送協会		
第18章 産業の復興	629				都		
第7部 東海地震・南海トラフ地震編							
南海トラフ地震編	631	●	●	●	都、国、各機関		

第1部



總則

目 次

第 1 章 地域防災計画の概要	1
第 1 計画の目的	1
第 2 計画の性格	1
第 3 計画の前提	2
第 4 計画の構成	3
第 5 計画の習熟	3
第 6 計画の修正	3
第 7 他の法令に基づく計画との関係	4
第 2 章 板橋の現状と被害想定	5
第 1 節 板橋の概況	5
第 1 地勢の概要	5
1 位置	5
2 地形	5
3 地質	5
第 2 河川	5
1 荒川	5
2 荒川支流	5
第 3 面積及び人口	8
1 面積と人口	8
2 昼夜間人口	8
第 4 産業及び生活環境（板橋区の統計 令和4年版）	9
1 産業別の概要	9
2 土地利用状況	9
3 上下水道	10
4 道路	10
5 公園	10
6 医療施設	10
第 2 節 風水害の概況	11
1 昭和 20 年代の水害	11
2 都市型水害の発生	11
3 集中豪雨による被害	12
第 3 節 板橋区の地域特性	13
1 人口分布	14
2 東京都緊急輸送道路ネットワーク図	15
3 鉄道網と駅	16
4 土地利用状況	16
5 補正不燃領域率	17

第4章	被害想定	18
第1節	地震災害	18
1	前提条件	18
2	考慮する想定地震	18
3	気象条件等	18
4	想定結果の概要（首都直下地震等による東京の被害想定より）	19
5	震度分布図（多摩東部直下地震（M7.3））	20
6	液状化危険度分布（多摩東部直下地震（M7.3））	20
7	急傾斜地崩壊危険度ランク（多摩東部直下地震（M7.3））	21
8	全壊棟数分布（多摩東部直下地震（M7.3））	21
9	焼失棟数分布（多摩東部直下地震（M7.3））	21
10	身の回りで起こり得る被害の様相	22
第2節	風水害	22
1	前提条件	22
2	想定される被害の概要	22
3	荒川洪水浸水想定結果における浸水想定区域および家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	23
4	荒川洪水浸水想定結果における浸水継続時間	23
第3章	河川、下水道等の整備概要	24
第1節	河川	24
第1	荒川	24
第2	荒川支流	24
1	新河岸川及び白子川	24
第2節	下水道	26
第1	区部の下水道	26
第2	排水機所	27
第3	移動式排水ポンプ保有状況	28
第4	浸水対策	28
1	土のうステーションの設置	28
第4章	被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）	29
第1	区における災害時の課題	29
第2	区の減災目標	29
第5章	複合災害への対応	34
第1節	複合災害による被害の様相	34
第2節	複合災害に備え留意すべき事項	35
第6章	各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ	36

第1章 地域防災計画の概要

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、板橋区防災会議が策定する計画であり、区が、国及び都、指定地方行政機関、指定公共機関（以下「関係防災機関」という。）と、その有する全ての機能を有効に發揮して、区の地域における災害に係る予防対策、応急・復旧対策及び復興対策を実施することにより、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

■参照（別冊「資料編」）

- 資料震 1.1.1 板橋区防災会議条例
- 資料震 1.1.2 防災会議委員名簿

第2 計画の性格

- この計画は、区の地域に係る防災に関し、区の処理すべき事務、又は業務を中心として、関係防災機関等が処理する事務、又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。
- この計画は、板橋区防災基本条例、防災会議条例等の防災に関する条例に適合した基本計画である。
- この計画は、区及び関係防災機関等の責任を明確にするとともに、事務、又は業務の一貫性を図る能動的な計画である。
- この計画は、災害救助法に基づき都知事が実施する災害救助事務のうち、同法第13条の規定に基づき都知事から区長に委任された場合の計画、又は都知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助業務に関する計画並びに水防法に基づき区が定める水防に関する概括的な計画等、防災に関する各種計画を包含する総合的計画である。
- この計画は、災害に対処するための恒久的な計画である。

■参照（別冊「資料編」）

- 資料震 1.1.3 板橋区防災基本条例

第3 計画の前提

- 令和4年5月に東京の被害想定を約10年ぶりに見直した「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」が公表され、震災シナリオで示されたリスクへの対策等を反映した「東京都地域防災計画（震災編）」が令和5年5月に改定された。
- 平成27年関東・東北豪雨では、河川の大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じ、的確な避難情報の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになり、水防法の改正が行われた。
- この計画は、第2章第4節に掲げる「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」、平成23年東日本大震災や平成28年熊本地震、令和元年東日本台風などの最近の大規模災害などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、各種防災計画の修正及び区民・区議会などの提言を可能な限り反映し策定した。
- 区の基本的役割や災害予防は、災害の種別に関わらず共通して対応すべき取組であることから、震災編と風水害編を一つにまとめた計画に改定した。
- 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、障がい者、子ども、外国人等に対しては、きめ細かい配慮が必要である。東日本大震災において、女性や高齢者、障がい者等の視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことを踏まえ、国においても数次にわたり防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われてきており、区としてもこうした動向を踏まえて、計画を修正していくものとする。
- 災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の人権や配慮すべき多様な視点に立った防災対策を推進していく。
- 災害は、地震、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、降雪、火山噴火等の極めて多種な自然災害によるものと、大規模な火災又は爆発、事故等の事故災害によるものとに分けることができる。この計画では、想定する災害に対処できる態勢の樹立を図るとともに、全ての自然災害に対処し得るものとする 것을目標とする。
- 国及び都は、首都「東京」においてハード・ソフト両面から防災まちづくりを協力して推進していくため、令和2年12月に「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」を公表した。このビジョンの策定にあたり、板橋区の荒川及び新河岸川に挟まれる「舟渡・新河岸地区」をモデル地区として選定し、区・都・国等が一体となって高台まちづくり等の水害対策の検討を進めていく。

第4 計画の構成

- この計画は、区、関係防災機関、事業者及び区民が行うべき災害対策を、予防、応急・復旧、復興の各段階に応じて具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。

構成	主な内容
第1部 総則	区の概況と被害想定、減災目標 等
第2部 区等の基本的責務と役割	基本理念・基本的責務、区及び関係防災機関の役割等
第3部 灾害予防計画	区及び関係防災機関等が行う予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置 等
第4部 災害応急・復旧対策計画 (震災・火山編)	地震発生後に区及び関係防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等
第5部 災害応急・復旧対策計画 (風水害編)	風水害発生後に区及び関係防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等
第6部 災害復興計画	被災者の生活再建や都市復興を図るための対策 等
第7部 南海トラフ地震編	都及び区の対応方針 等

※ 資料編は別冊である。

第5 計画の習熟

区及び各関係防災機関は、平素から危機管理の一環として、災害対策を推進する必要がある。このため、災害に関する施策や事業が本計画に合致しているかを点検し、適宜見直しを行うとともに、災害に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通じて本計画を習熟するほか、区民に対し広報・周知等を図り、災害への対応能力を高める。

第6 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各関係防災機関は、関係のある事項について、毎年板橋区防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を板橋区防災会議に提出するものとする。

また、「首都圏大規模水害対策大綱」に基づく活動要領の策定や、首都圏大規模水害協議会の検討状況など、国の動向を踏まえて、必要に応じて修正する。

なお、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画については、防災会議において審議を行い位置付けを行うものとする。

第7 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、総合的かつ基本的な性格を有するものであるから、指定行政機関等が作成する防災業務計画、東京都地域防災計画等に抵触するものであってはならない。

また、東京都板橋区防災基本条例第3条の規定に基づき、同条例第2条に掲げる基本理念をこの計画に反映しなければならない。

第2章 板橋の現状と被害想定

第1節 板橋の概況

第1 地勢の概要

1 位置

東京 23 区の北西部に位置し、おおむね東経 139 度 37 分から同 44 分まで、北緯 35 度 43 分から同 48 分までの間にある。

2 地形

平均海拔 30m 前後の武蔵野台地と荒川の沖積低地で形成されている。

区の地形は、おおむね北東部が低地、南西部が高台となっている。最も高い地点は、徳丸変電所付近（35.5m）で最低は新河岸川と荒川にはさまれた地点（2 m）となっている。

また、最長部は板橋一丁目と成増五丁目の埼玉県境を結ぶ部分の 9,500m、最短部は東武東上線東武練馬駅付近を南北に結ぶ部分の 3,500m で南東から北西に長い地形である。

3 地質

区の地質は、大別して武蔵野台地と荒川低地を成層する 2 種類にわかれる。武蔵野台地は、その基盤を第三紀末期（鮮新世）の泥質ないしは砂質の固結度の低い泥岩、砂を主とする三浦層群（東京層）からなり、それを不整合に覆う武蔵野砂礫層（成田層山手砂礫層などと呼ばれる。）や関東ローム層などの第四紀洪積層が累堆している。

また、荒川低地は、河川の氾濫や雨水の浸透などにより、シルト質ないし砂質粘土、又は粘土ないしシルト質砂と砂礫が堆積した沖積層で形成されている。

第2 河川

1 荒川

荒川は、源を埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳に発し、同県内でいくつかの支川を集めて都内に入り、北区赤羽で隅田川を分派し、江東区砂町地先で東京湾に注ぐ流域面積 2,940km² の一級河川である。

荒川から分派した隅田川は、同地点で新河岸川を合流し、途中、石神井川、神田川等の支川をあわせて東京湾に注いでいる一級河川である。

2 荒川支流

(1) 新河岸川及び白子川

新河岸川は、狭山丘陵を最上流に持ち、川越市など埼玉県の南西部から途中、柳瀬川や黒目川、白子川などの支流を集めて都内板橋区の荒川低地を流下し、北区志茂で隅田川

に合流する流域面積 411km^2 の一級河川である。東京都区間における流路延長は 9.3km 、流路高低差は約 3m であり、河床勾配は極めて緩く、また、全区間が干溝の影響を受ける感潮区間となっている。

新河岸川の支流である白子川は練馬区の大泉井頭公園の七福橋を起点として公園の湧水から流れを発し、埼玉県和光市内に入ってのち板橋区との都県境に沿って流下し新河岸川に合流する一級河川であり、流域面積は 25km^2 、流路延長は 10.0km であり、流路高低差は約 50m 、河床勾配は上下流で緩く中流で $1/250$ と急な勾配となっている。白子川も新河岸川との合流点付近は感潮域である。

表 新河岸川及び白子川の概要

	新河岸川			白子川	
	流域全体	東京都区間	板橋区区間	流域全体	板橋区区間
流域面積 (km^2)	411*	109***	-	25	1.96
流路延長 (km)	34.6	9.3	5.0	10.0	2.65

* 村山・山口貯水池流域 21km を含む。

** 東京都管内の各支川の流域面積を含む。

新河岸川流域及び白子川流域とも、昭和 30 年頃から市街化が進展し、流域や河川沿いの自然環境の減少とともに、河川の水質悪化、頻発する洪水による水害被害等を経験してきている。

■参考（別冊「資料編」）

資料第 1.2.1 新河岸川・白子川流域概要図

(2) 石神井川

石神井川は、都中北部にある小平市内の小金井ゴルフ場付近に源を発し、都北部をほぼ一直線に東へ流れ、JR 京浜東北線王子駅の東側で隅田川に合流する一級河川である。流域面積は 61.6 km^2 、延長は 25.2 km であり、都内中小河川としては比較的大きい河川である。

石神井川の流路は、上流から小平市、西東京市、練馬区を経て、三宝寺池、旧豊島園などからの湧水を加えながら武蔵野台地を貫流して板橋区まで至り、石神井川の最も大きい支川である田柄川（現在は下水道幹線）が流れ込む。この後、台地部の東端で渓谷状になって北区に入り、低地帯である京浜東北線王子駅の東側を流れ、隅田川に合流している。流域は下流部の沖積低地帯を除き、武蔵野台地と呼ばれる洪積層上に形成されており、流域の高低差は約 85m 、平均河床勾配は約 $1/340$ である。

表 石神井川の概要

	流域全体	板橋区区間
流域面積 (km ²)	61.6	9.6
流路延長 (km)	25.2	5.8

■参照（別冊「資料編」）

資料第 1.2.2 石神井川流域概要図

第3 面積及び人口

「板橋区の統計 令和4年版」より

1 面積と人口

(令和5年1月1日現在)

事項	内容
面積	32.22 km ²
人口	568,241 人
男	278,023 人
女	290,218 人
世帯数	320,619 世帯
人口密度	17,636 人/km ²

■参照（別冊「資料編」）

資料震 1.2.1 板橋区の人口

2 昼夜間人口

(「令和2年国勢調査」令和2年10月1日現在)

事項	内容	備考
夜間人口	584,483	
昼間人口	480,957	
昼間人口指数	82.3	夜間人口=100
流入人口	120,210	
流出人口	223,736	
流入超過人口	△103,526	△は流出超過を示す

■参照（別冊「資料編」）

資料震 1.2.2 鉄道駅別乗車人員

第4 産業及び生活環境（板橋区の統計 令和4年版）

1 産業別の概要

区分		内容	備考
商業	商店数	2,902 戸	(平成 28 年 6 月 1 日現在) 資料：総務省統計局「平成 28 年経済センサス・基礎調査 調査結果」 ※「令和元年経済センサス・基礎調査 調査結果」については、調査項目改変のためデータなし。
	従業者数	29,697 人	
工業	事業所数	570 事業所	「令和 2 年 東京の工業」(令和 2 年 6 月 1 日現在) (※ 「東京の工業」の調査対象は、従業員 4 人以上の事業所。)
	従業者数	14,208 人	
農業	農家戸数	138 戸	令和 4 年 8 月 1 日現在
	農業人口	198 人	
	耕地面積	1,864 a	

■参照（別冊「資料編」）
資料震 1.2.3 板橋区の産業

2 土地利用状況

(令和 3 年 1 月 1 日現在)

区分	面積（単位：ha）
宅地	1,806.39
商業地区	15.23
工業地区	132.04
住宅地区	1,659.07
その他	0.05
田	0
畑	13.64
山林	2.10
原野	0
雑種地	25.39
免税点未満	0.90
計	1,848.42

■参照（別冊「資料編」）
資料震 1.2.4 板橋区の土地利用

3 上下水道

(令和3年4月1日現在)

区分	内容		所管
上水道	給水人口	580,623 人	都水道局
	普及率	100.0 %	
下水道	普及人口	536,599 人	都下水道局
	普及率	100.0 %	

4 道路

(令和5年4月1日現在)

区分	延長 (m)	面積 (m ²)	所管
国道	17,202	598,192	国土交通省 都建設局 首都高速道路(株) 区土木部
都道	27,219	735,895	
自動車専用道	12,631	273,305	
区道	683,140	4,247,988	
計	740,192	5,855,380	

5 公園

(令和5年4月1日現在)

区分	公園数 (か所)	面積 (m ²)	所管
都立公園	4	462,479.86	都建設局 区土木部
区立公園	218	1,345,900.52	
区立児童遊園	124	76,183.69	
計	346	1,884,564.07	

6 医療施設

(令和4年6月1日現在)

種別	病院数	病床数
一般病院	41	9,759
一般診療所	401	78
歯科診療所	342	—

第2節 風水害の概況

都の水害記録によると、10棟以上の浸水被害が発生したのは、最近の10年間（平成24年度～令和3年度）で台風性による降雨で7回、集中豪雨等によるもので22回となり、年に約3、4回の頻度となっている。

本区における昭和43年以降の浸水被害のうち、集中豪雨、台風等により、特に被害が大きかった水害は下表のとおりである。

発生日	原因事象	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	備考
昭和51年9月9日～12日	台風第17号	1,173	1,045	災害救助法適用
昭和53年4月6日	集中豪雨	509	991	災害救助法適用
平成17年9月4日～5日	集中豪雨	71	41	
平成22年7月5日	集中豪雨	158	43	
平成23年8月26日	集中豪雨	64	29	
平成30年9月18日	集中豪雨	58	9	
令和元年10月12日	台風第19号	6	7	災害救助法適用
令和5年6月3日	台風第2号	11	3	

都におけるこれまでの風水害の状況は以下のとおりである。

1 昭和20年代の水害

戦後、東京に大きな被害をもたらした風水害としては、昭和22年9月のカスリーン台風、24年8月のキティ台風などがある。

これらの水害は、江戸川をはじめとする大河川の決壊や高潮によるもので、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区などの区部東部の低地に甚大な被害を発生させた。

2 都市型水害の発生

主要河川の改修、堤防の補強、防潮堤の建設等が進んだ結果、昭和49年の多摩川堤防の決壊を除き、主要河川の氾濫や決壊による被害は大幅に減少した。しかし、昭和30年代から始まった急速な都市化の進展は、中小河川の氾濫による新たな都市型水害を発生させた。

昭和33年の狩野川台風は、中小河川の氾濫等により、区部東部地域に加え、新興住宅地のがけ崩れや、それまで浸水被害の少なかった山の手台地の谷底部にも大きな被害をもたらした。

都内では、市街化の進行により雨水が地下に浸透しにくくなり、短時間に川に集中して流れ込む傾向があるとともに、ヒートアイランド現象によると考えられる集中豪雨の頻発により、毎年のように浸水被害が発生している。

また、地下空間の増大など、土地の高度利用化が進み、浸水の危険性が増すとともに、浸水被害額は増加している。

昭和56年10月の台風第24号及び昭和57年9月の台風第18号は、神田川、目黒川などの中小河川を氾濫させ、いずれも5,000世帯以上の床上浸水被害を引き起こした。

3 集中豪雨による被害

- 平成 17 年 9 月 4 日から 5 日未明にかけ、台風第 14 号及び秋雨前線の影響により、区部西部に、時間降雨量 100mm を超える集中豪雨が発生した。神田川及び支流の妙正寺川、善福寺川など 8 河川からの溢水により、中野区、杉並区を中心に都内で約 6,000 棟に及ぶ浸水被害が発生し、都は、12 年ぶりに中野区、杉並区に災害救助法を適用した。
- 本集中豪雨では、神田川・環七地下調節池第一期区間の貯水容量(24 万 m³)が、平成 9 年完成以来初めて満杯となつたため、緊急措置として工事中の第二期区間に雨水 18 万 m³を取り込み、被害の軽減を図った。
- 平成 22 年 7 月 5 日の夕方から夜にかけて石神井川流域で時間降雨量 100mm を超える集中豪雨が発生し、北区内の溢水では約 500 棟に及ぶ浸水被害が発生したほか、本区では床上浸水 158 棟、床下浸水 43 棟の被害が発生した。これを受け、同年、都市整備局、建設局及び下水道局の三局連携のもと「緊急豪雨対策」を策定し、白子川地下調節池の工期短縮や、石神井川からの洪水を取水できるようにすることで、異なる流域間で機能を發揮できる調節池となる。
- 令和元年 10 月 12 日から 13 日未明にかけて、台風第 19 号の接近に伴い、都内 25 の区市町村に大雨特別警報が発表された。本区では、床上浸水 6 棟、床下浸水 7 棟の他、家屋被害が多数発生した。都は、28 の区市町村へ災害救助法の適用を決定するとともに、国は特定非常災害、激甚災害に指定した。
- 令和 5 年 6 月 2 日から 3 日未明にかけて、台風第 2 号の接近に伴い、本区では、床上浸水 11 棟、床下浸水 3 棟の他、家屋被害が発生した。

第3節 板橋区の地域特性

地域活動やコミュニティのまとまりを踏まえつつ、駅を中心とした日常生活が行われている範囲や多様な土地利用のまとまり等を考慮した各エリアの地域特性を下記に示す。

エリアの区分	地域特性
①板橋・大山	● エリア内に7つの駅。官公庁施設、病院や商店街が集積。
②大谷口・向原	● 大規模な医療施設や教育施設が多く、低層建築物が密集。
③上板橋・常盤台	● 駅を中心に発展した商店街や住宅地、中小の工場等が混在。
④小豆沢・志村	● 工場の集積するまちから、住工が混在するまちへと変化。
⑤徳丸・西台	● 子育て世代が多く、戸建て住宅の占める割合が高い。
⑥赤塚・成増	● 成増駅周辺に商業施設や医療施設が集積。戸建住宅や集合住宅の占める割合が高く、一部木造住宅が密集。
⑦新河岸・高島平	● エリア内に4つの駅。住宅、公園、医療施設等があり、河川沿いには工場が集積。65歳以上の単身世帯率が高い。
⑧坂下・舟渡	● 住工が混在。荒川や新河岸川等の水辺の緑が豊富。



※P13～P17 のエリアの区分は、板橋区都市づくりビジョン（平成30年3月）で設定したエリアを使用。

1 人口分布

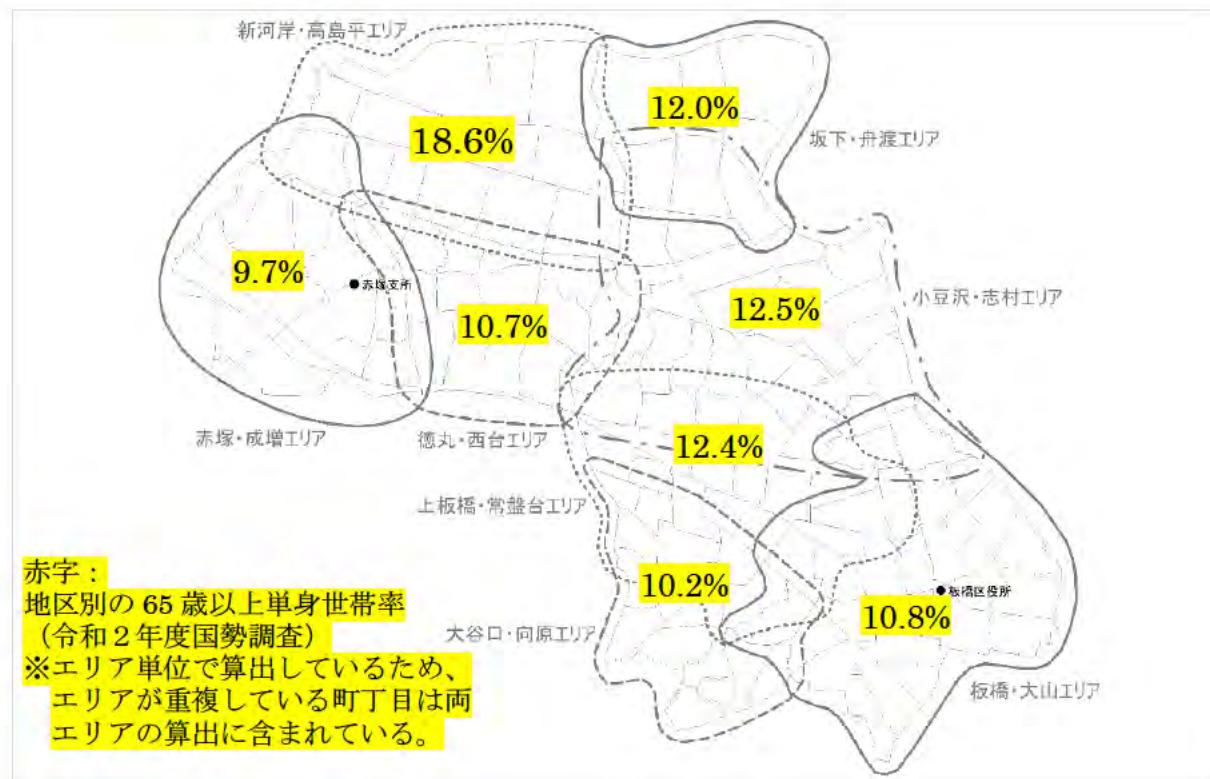
区の人口は、令和5年4月1日現在、570,076人であり増加傾向に転じている。

エリア別人口では、板橋・大山エリアは近年人口増加が著しく、若い世代が比較的多い。

新河岸・高島平エリアや坂下・舟渡エリアでは高齢化が進行するなど地域ごとに差が大きい。



※各年4月1日現在

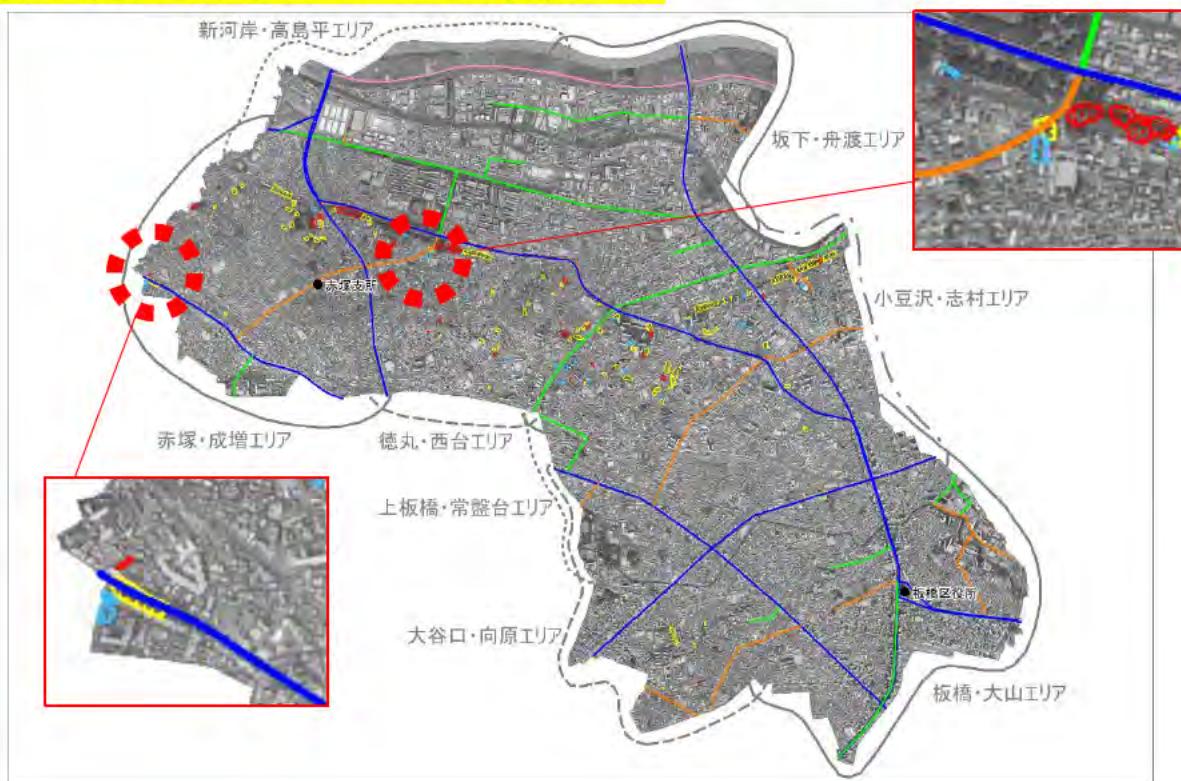


2 東京都緊急輸送道路ネットワーク図

区では、国道17号、都道445号、446号、447号等が緊急輸送道路として指定されており、どのエリアにも緊急輸送道路が位置付けられている。

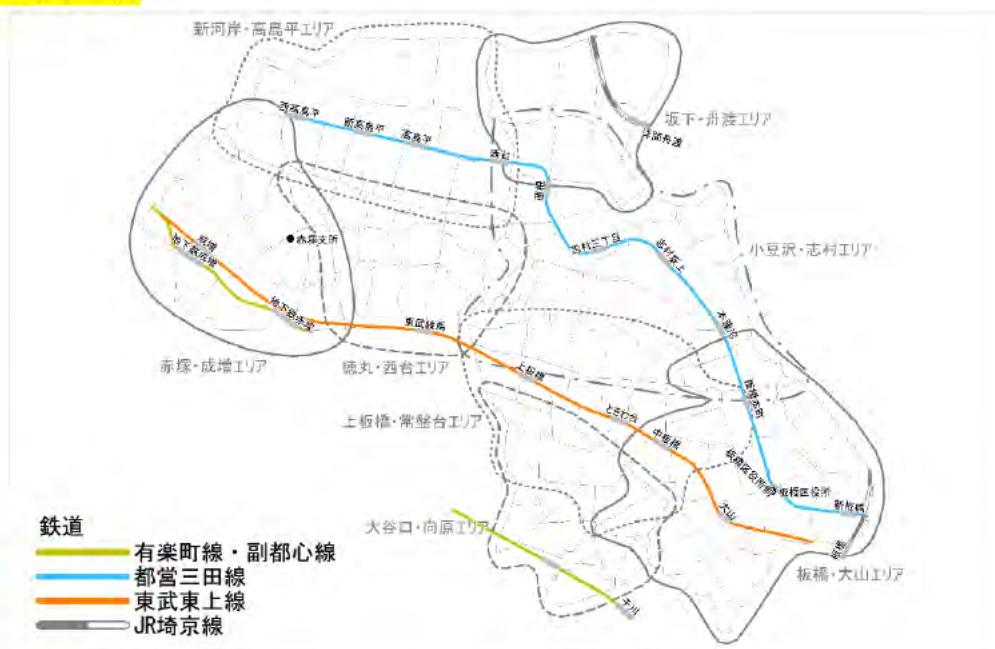


都の新たな被害想定結果のうち、緊急輸送道路の一部について急傾斜地崩壊の危険性を有する箇所がある。道路閉塞のリスクに注意が必要である。



3 鉄道網と駅

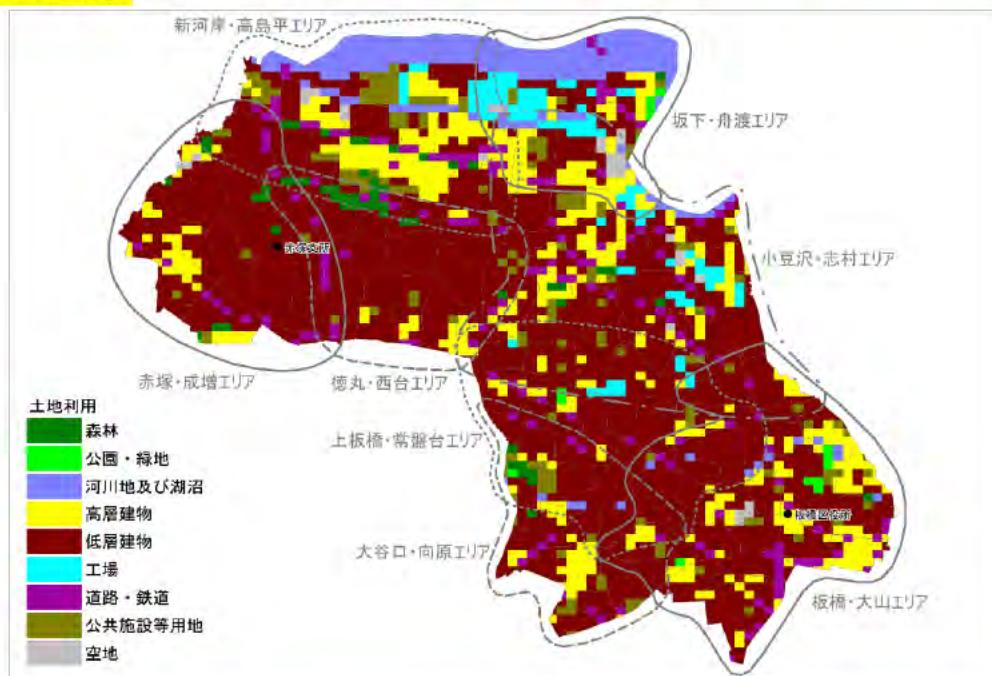
区内には JR 埼京線、都営三田線、東武東上線、東京メトロ有楽町線・副都心線の4路線がある。板橋・大山エリアには7つの駅、新河岸・高島平エリアには4つの駅があり、他のエリアに比べて駅が多い。



4 土地利用状況

赤塚・成増エリア、徳丸・西台エリア、上板橋・常盤台エリア、大谷口・向原エリアは駅周辺に高層建物があるものの、大部分が低層建物である。

新河岸・高島平エリア、坂下・舟渡エリア、小豆沢・志村エリアは高層・低層建物のほか、工場が分布している。

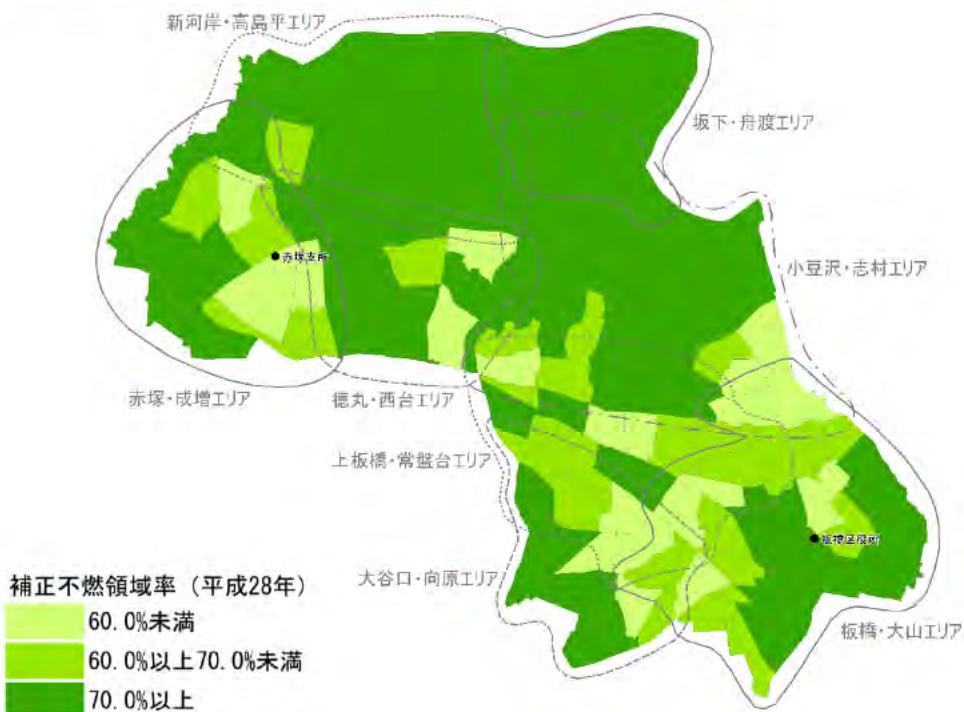


※「国土数値情報都市地域土地利用細分メッシュデータ（令和3年度）」（国土交通省）をもとに作図

5 棟正不燃領域率

区が独自で推計した棟正不燃領域率によると、新河岸・高島平エリアや坂下・舟渡エリアといった区北部、板橋・大山エリアや大谷口・向原エリアの区縁辺部において棟正不燃領域率が高くなっている。

一方で、赤塚・成増エリアの赤塚周辺、大谷口・向原エリアの大谷口周辺、板橋・大山エリアの大谷口北町周辺、板橋・大山エリアの仲宿、弥生町周辺等では棟正不燃領域率が60%未満の地区が見られる。独立専用住宅の割合が高く空地率の割合が低い、区西部や中央部において、不燃領域率の低い地区が比較的多く見られる。



資料：平成28年度土地利用現況調査データ

※棟正不燃領域率

まちの「燃えにくさ」を表す指標であり、建築物の不燃化や道路、公園等の空地の状況から算出する不燃領域率に、まちにおける建築物同士の隣接間隔を考慮して補正した指標。

60%を上回ると延焼による焼失率は0%に近づき、70%を超えると延焼による焼失率はほぼ0となる。

第4節 被害想定

第1 地震災害

1 前提条件

令和4年5月に東京都が公表した「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～（令和4年5月25日、東京都防災会議）」の想定ケース及び板橋区に係る被害想定を計画の前提条件とする。

2 考慮する想定地震

項目	内 容			
想定地震	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
種類	マグニチュード（以下「M」と表記する。）7.3		M8 クラス	M7.4
規模	東京都23区南部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
震源の深さ	約49km	約45km	約11km	約17km
発生確率	今後30年以内 70% (南関東地域におけるM7クラスの確率)		今後30年以内 0~6% (180年から590年の発生間隔)	今後30年以内 0.5~2%

3 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
冬・早朝 5時 風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ● 阪神・淡路大震災と同じ発生時間 ● 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ● オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬・昼 12時 風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ● オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 ● 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ● 住宅内滞留者数は1日の中では最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬・夕方 18時 風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ● 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース ● オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ● ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ● 鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

4 想定結果の概要（首都直下地震等による東京の被害想定より）

板橋区の被害想定は、前提条件のうち、特に大きな被害が想定される多摩東部直下を震源とする地震の場合とする。

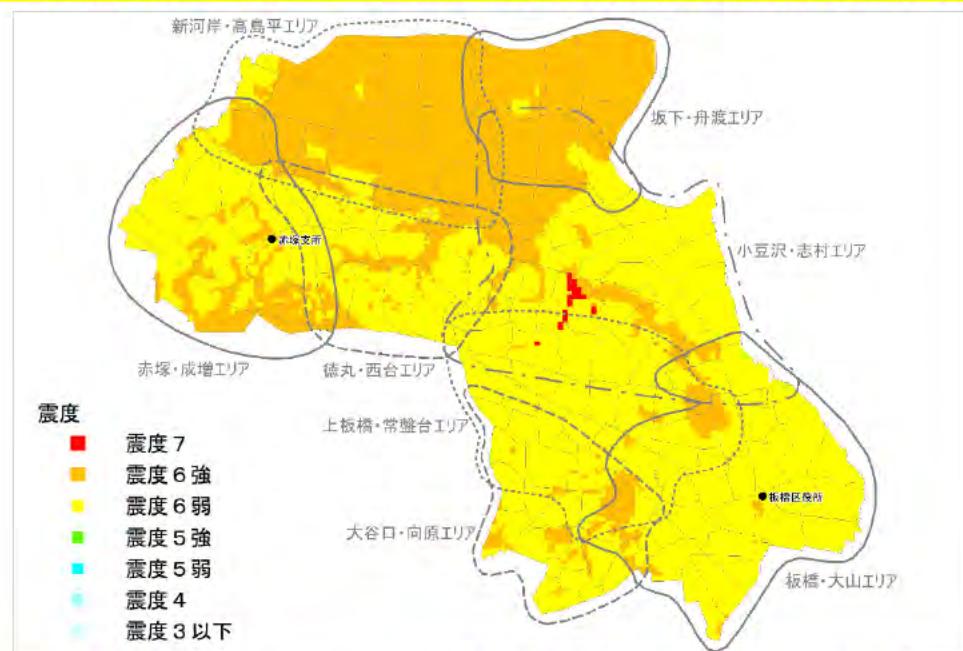
条件	規模	多摩東部直下地震（震度6弱～7）							
		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時			
		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
人的被害	死者数	137人	138人	72人	73人	107人	109人		
	ゆれによる建物被害	117人	117人	52人	52人	74人	74人		
	急傾斜地崩壊による建物被害	0人	0人	0人	0人	0人	0人		
	火災	12人	13人	12人	13人	23人	25人		
	ブロック塀	0人	0人	2人	2人	5人	5人		
	屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人		
	屋内収容物（参考値）	8人	8人	6人	6人	6人	6人		
	負傷者数	2,851人	2,852人	2,099人	2,100人	2,381人	2,390人		
	うち重傷者数	266人	266人	215人	215人	282人	284人		
	ゆれによる建物被害	2,629人	2,629人	1,865人	1,865人	1,994人	1,994人		
	急傾斜地崩壊による建物被害	0人	0人	0人	0人	0人	0人		
建物被害	火災	21人	22人	23人	24人	69人	78人		
	ブロック塀	9人	9人	62人	62人	171人	171人		
	屋外落下物	0人	0人	0人	0人	1人	1人		
	屋内収容物（参考値）	191人	191人	148人	148人	145人	145人		
	全壊	1,961棟	1,961棟	1,961棟	1,961棟	1,961棟	1,961棟		
	半壊	7,485棟	7,485棟	7,485棟	7,485棟	7,485棟	7,485棟		
	火災焼失（倒壊建物含む）	470棟	513棟	590棟	641棟	1,093棟	1,189棟		
ライフライン被害	停電率	5.7%	5.8%	5.8%	5.9%	6.4%	6.5%		
	通信不通率	3.2%	0.7%	0.8%	0.9%	1.4%	1.5%		
	上水道断水率	24.4%	24.4%	24.4%	24.4%	24.4%	24.4%		
	下水道管きよ被害率	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%		
	ガス供給停止率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
その他	避難者数（最大）	95,825人	96,057人	96,477人	96,775人	99,223人	99,749人		
	避難所避難者数（最大）	63,883人	64,038人	64,318人	64,517人	66,149人	66,499人		
	滞留者数	-人	-人	476,376人	476,376人	476,376人	476,376人		
	帰宅困難者数	-人	-人	58,247人	58,247人	58,247人	58,247人		
	災害時要配慮者死者数	101人	101人	53人	54人	79人	80人		
	自力脱出困难者数	969人	969人	699人	699人	738人	738人		
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	571台	572台	573台	581台	580台	581台		
	災害廃棄物	81万t	81万t	81万t	81万t	82万t	83万t		

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

※2 要配慮者については、属性間の重複の除去は行っていないため、あくまで最大値の想定である。

5 震度分布図（多摩東部直下地震（M7.3））

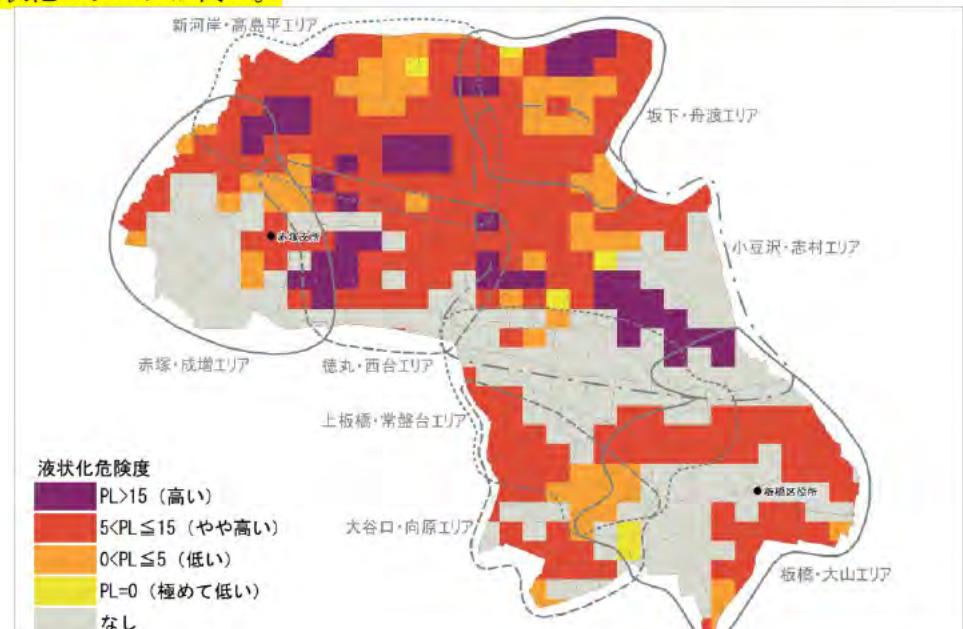
区すべてで震度6弱以上となっており、特に小豆沢・志村エリアの一部で震度7、坂下・舟渡エリア、新河岸・高島平エリアのほぼ全域で震度6強以上が想定されている。



※板橋区都市づくりビジョン（平成30年3月）のエリア区分を表示

6 液状化危険度分布（多摩東部直下地震（M7.3））

坂下・舟渡エリア、新河岸・高島平エリア、徳丸・西台エリア、小豆沢・志村エリアの北部で液状化のリスクが高い。



	PL=0	0<PL≤5	5<PL≤15	PL>15
PL値による液状化危険度判定	液状化危険度は極めて低い。液状化に関する詳細な調査は不要	液状化危険度は低い。特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要	液状化危険度がやや高い。重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。液状化対策が必要	液状化危険度が高い。液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避

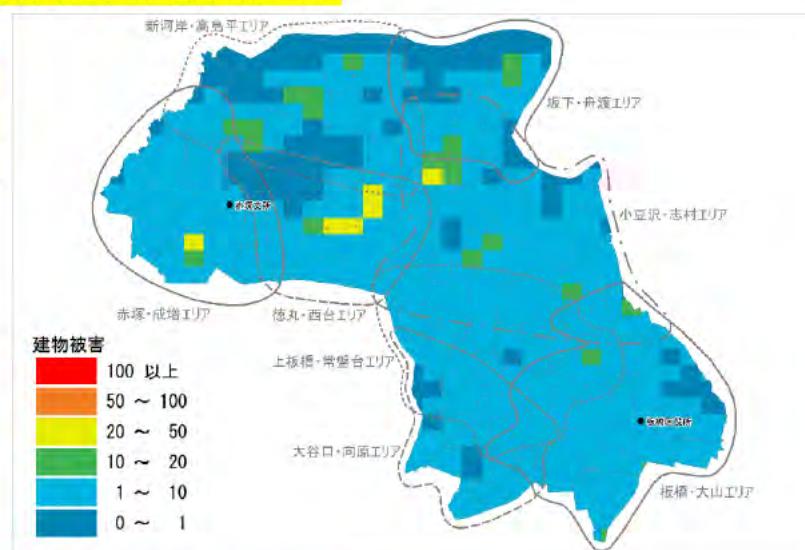
7 急傾斜地崩壊危険度ランク（多摩東部直下地震（M7.3））

赤塚公園等の公園緑地での崩壊の危険性が高い。



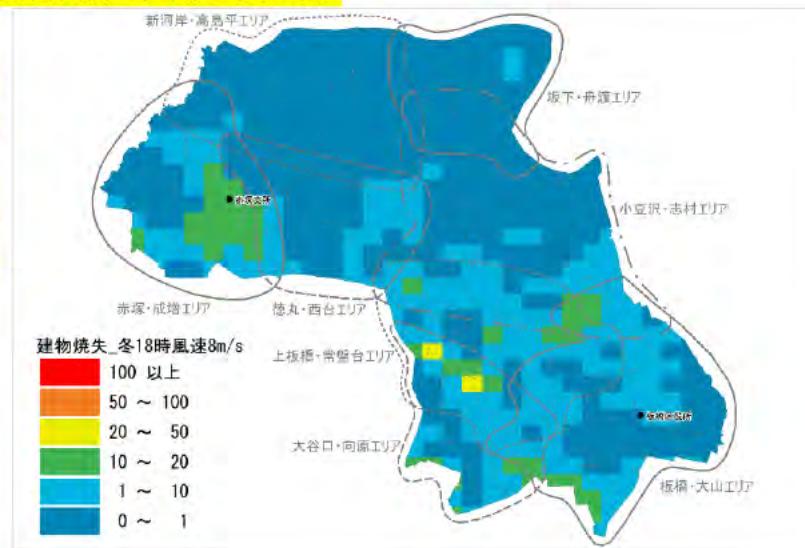
8 全壊棟数分布（多摩東部直下地震（M7.3））

徳丸・西台エリアなどの区北部に全壊棟数が多い範囲がある。



9 焼失棟数分布（多摩東部直下地震（M7.3））

上板橋・常盤台エリアなどの区南部や赤塚・成増エリアの赤塚支所周辺に焼失棟数が多い範囲がある。



10 身の回りで起こり得る被害の様相

《インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き》

※検討中

《救出救助期間等による応急対策活動の展開》

※検討中

《避難所での避難》

※検討中

《住み慣れた自宅等での避難生活》

※検討中

《帰宅困難者を取り巻く状況》

※検討中

第2 風水害

1 前提条件

区の風水害対策の計画は、「洪水ハザードマップ（荒川氾濫版）」、「洪水ハザードマップ（荒川浸水継続時間版）」、「洪水ハザードマップ（集中豪雨版）」を前提とする。

外水氾濫、内水氾濫における前提条件は下表のとおりである。

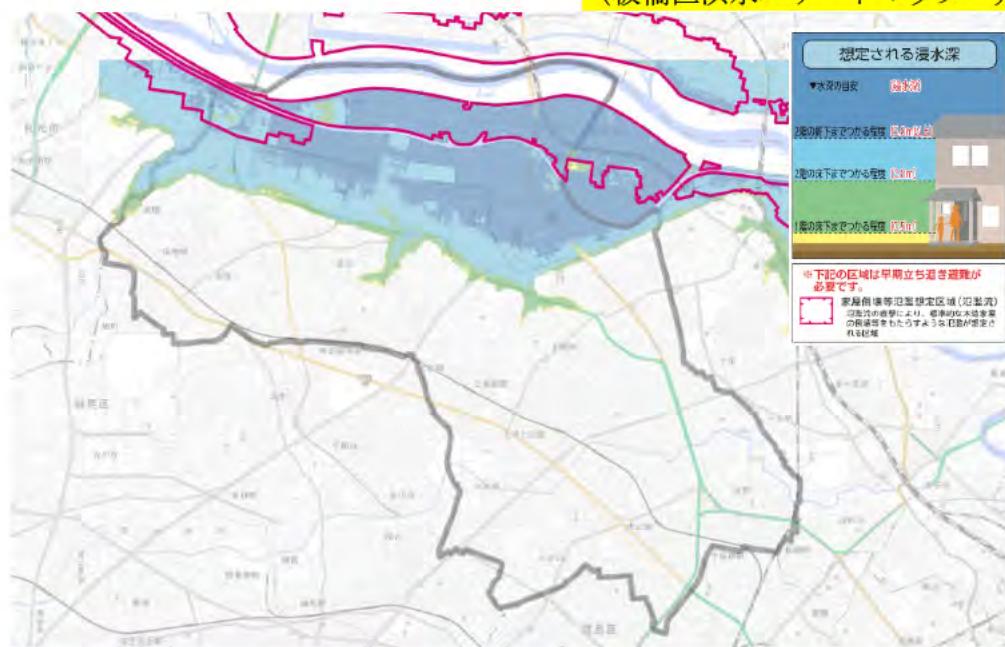
項目	前提条件
外水氾濫	<ul style="list-style-type: none">基となる浸水想定区域図： 荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（平成28年5月30日）浸水想定作成主体：国土交通省関東地方整備局想定される降雨量：荒川流域72時間雨量632mm
内水氾濫	<ul style="list-style-type: none">基となる浸水想定区域図： 石神井川及び白子川流域浸水予想区域図（令和元年5月23日） 隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図（令和3年3月30日）浸水想定作成主体：東京都想定される降雨量：時間最大153mm、総雨量690mm

2 想定される被害の概要

平成28年5月30日に国土交通省が公表した「洪水浸水想定区域図」（水防法の規定による想定最大規模降雨、荒川が流れる地域で3日間での総雨量632mmの降雨があった場合）によると、区北部は5m以上の浸水が想定されており、2週間以上浸水が継続する区域が広く分布している。

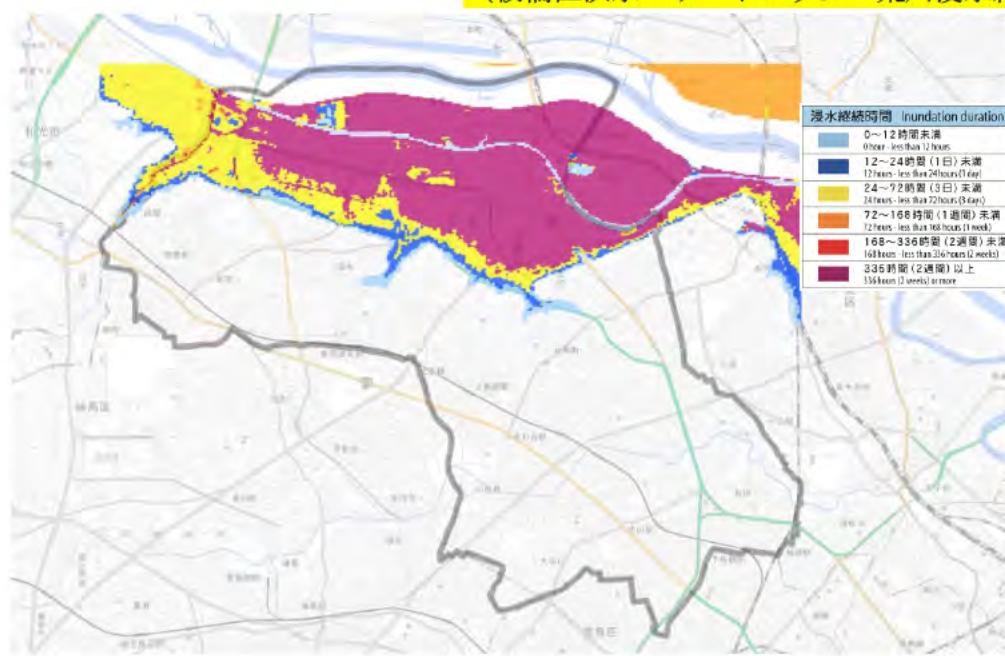
3 荒川洪水浸水想定結果における浸水想定区域および家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

(板橋区洪水ハザードマップ 荒川氾濫)



4 荒川洪水浸水想定結果における浸水継続時間

(板橋区洪水ハザードマップ 荒川浸水継続時間)



第3章 河川、下水道等の整備概要

区の河川（荒川、石神井川、新河岸川、白子川）、下水道等の整備状況は以下のとおりである。

第1節 河川

区の河川は荒川及びその支流に分けられるが、その現況は次のとおりである。

第1 荒川

- 区の北部埼玉県境を東西に流れる本川は、低地帯を貫流し地盤沈下の影響を受けている箇所であり、当該区においては昭和60年度から右岸笛目橋下流より築堤工事（嵩上工事）に着手し、平成3年度に完成した。また、戸田市左岸側についても平成7年度に完成した。
- 堀切橋より笛目橋までの一般改修区間18.1kmは、ほぼ概成している。
- 戸田橋は橋梁架替工事により計画堤防高まで嵩上されたことにより流水への阻害はなくなった。
- 区内の堤防は現在計画高水位（戸田橋付近AP+9.41m）に対して治水上の安全性を考慮した余裕高を加え、ほぼ概成している。

第2 荒川支流

- 板橋区管内における石神井川及び白子川の改修事業（50mm/h）は完了している。また、新河岸川の改修事業については、埼玉県境部の一部を除き完了している。
- 荒川の支流の各河川については、流域の都市化に伴い、台風や異常降雨の際は、流水量が急激に増加するため、溢水が予想され、浸水のおそれがある。
- また、近年、成増・東坂下・浮間地区の低地の地盤沈下も一時期に比して、減少の傾向にあるものの、なお警戒を要する。

1 新河岸川及び白子川

(1) 新河岸川

- 板橋区管内の河川延長は6.3kmである。
- 新河岸橋より下流部は高潮区間であり、昭和63年度までに整備を終えている。新河岸橋より上流部は中小河川区間であり、昭和55年度に総合治水対策特定河川の指定を受け、同年度から50mm/h計画規模の護岸整備に着手し、現在、埼玉県境の一部を除きほぼ完成している。

(2) 白子川

- 板橋区管内における白子川について、昭和55年度から50mm/hの降雨に対応できる護岸整備に着手し、平成4年度に改修工事を終えている。

ア 石神井川

- 板橋区管内の河川延長 5.8km について、1時間 50mm 程度の降雨に対応する河道整備は、昭和 57 年度に終えている。また、平成 30 年度から 75mm/h の降雨に対応できる城北中央公園調整池の整備に着手している。

イ 区内の暗渠

板橋区内には、現在暗渠となっている小規模な河川がある。かつては生活用水や農業用水として使われていたが、都市化、水の利用量の増加による水量不足、水質汚染、度々起こる水害などの理由があり、暗渠となっている。区北部の低地帯はもともと湿地で水田が広がっており、水に恵まれた土地であったことがわかる。

区内の主な暗渠については下記のとおり。

● 出井川

出井川は泉町の出井の泉公園を主な水源とし、首都高速池袋線付近、都営三田線志村三丁目駅付近を流れ、東坂下で新河岸川に合流している。支流に若木付近を水源とする前野川などがある。かつての流路は下水幹線が流れ、緑道として整備されている。

● 谷端川

谷端川は豊島区を源流に東武東上線下板橋駅から J R 板橋駅付近を通過し、豊島区・文京区を通り神田川に注いでいる。本川は現在下水道幹線となっている。板橋一丁目付近は地上は緑道として整備されている。支流の出端川は、幸町、中丸町、熊野町付近を流れている。また、千川上水の分水も谷端川に流入していた。

● 前谷津川

前谷津川は赤塚新町などを源流とし、複数の支流を集め高島平で新河岸川に合流する。流路は高島平から赤塚にかけて緑道が整備されている。現在の不動通り沿いなど、支流は区西部の谷地を形成している。

● 蓼根川

蓼根川は若木付近を水源とし、現在の環状 8 号線付近を流れている。出井川のやや上流で新河岸川に合流している。

● 百々向（ずずむき）川

百々女木（ずずめき）川という呼び名もある。赤塚新町三丁目付近を水源とし、北流する。成増駅東側にある東武東上線のガードはかつての流路である。この後は北西に向きを変え、この先の流路は緑道として残っている。成増三丁目で白子川の旧流路に合流する。

第2節 下水道

- 近年の急激な都市化の進展は、都市からの雨水の浸透域を減少させ、流域が持っていた保水・遊水機能を低下させていている。
その結果、都市の雨水流出形態が変わり、雨水が河川や下水道へ短時間に大量に集中し、「都市型水害」といわれる水害が頻発するようになった。このような浸水被害は、下水道未普及地域だけでなく、普及地域においても発生するようになっている。
- 下水道は、このような状況を解消して災害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を安全に保持していく役割を担っている。
- なお、都の下水道は、23区の単独公共下水道と、多摩地域の流域下水道並びに流域関連公共下水道、単独公共下水道及び特定環境保全公共下水道とに大別できる。

第1 区部の下水道

- 区部の下水道計画区域は、多数の大小河川水系流域や地勢、あるいは都市形態を基に、芝浦、三河島、砂町、小台、落合、森ヶ崎、小菅、葛西、新河岸、中川の10処理区からなる。
- 下水道の排除方式は大部分が汚水と雨水を一本の管きよで排除する合流式であるが、芝浦、砂町、森ヶ崎の一部、中川の大部分は分流式である。また、河川をはじめとする公共用水域への排除は、原則として自然流下である。しかし、東京湾沿いや多摩川、荒川、隅田川、中川周辺の低地帯は、自然流下による雨水排除が困難であるため、ポンプ吸揚により雨水を排除することとしている。
- 下水道の整備は、都市施設基盤整備の最重要施策として普及事業を進めてきた結果、平成6年度末には100%普及(概成)を達成した。
普及率100%達成以降の下水道事業のあり方を示す「第二世代下水道マスターplan」を平成4年7月に策定し、着実に事業を推進している。
- 都下水道局では、平成13年3月に「下水道構想2001」を策定した。本構想は、下水道経営を取り巻く厳しい状況にあっても、将来にわたり下水道サービスの維持、向上を図っていくため、区部下水道を建設、維持管理してきた経験を踏まえ、都民サービスのさらなる向上、より一層の事業の効率化・重点化の観点から事業全般の進め方を見直した。
- また、多発する都市型水害への対応、合流式下水道の改善、老朽化施設の再構築、都の事務事業で排出される温室効果ガスの約4割を下水道事業が占めていることなどから、「下水道構想2001」に基づき、「経営計画2021」と地球温暖化防止計画である「アースプラン2017」を策定し、着実に推進している。

■参考（別冊「資料編」）

資料第1.3.1 区部下水道全体計画図（都計画 別冊資料より）

- 平成23年の東日本大震災を踏まえ、都として今後取り組むべき新たな対策のあり方などについて、平成24年8月に、学識経験者等からなる「地震・津波に伴う水害対策技術検証委員会」より提言を受けるとともに、この提言等を踏まえた「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」を策定した。

- この方針に基づき、同年12月に「下水道施設の地震・津波対策整備計画」を策定した。
この計画に沿って、水再生センター及びポンプ所について、想定される最大級の地震動に対する耐震化や、東京都防災会議が示した最大津波高さに対して電気設備などへの浸水を防ぐ耐水化、下水道管内への津波や高潮などの逆流を防ぐ高潮防潮扉について、津波発生時の閉鎖の迅速化及び自動化を実施し、令和元年度までに概ね完了させた。
- 平成25年の局地的集中豪雨や台風により、甚大な浸水被害が生じたことから、雨水整備水準のレベルアップを含む検討を進め、同年12月に「豪雨対策下水道緊急プラン」を策定した。

第2 排水機所

排水機所は、区内に10か所設置されている。

水系	名称	所在地	設備	能力（モーター）
石神井川系	仲宿15番地排水機所	仲宿15番地先	排水ポンプ2台	φ200mm×2基4t／分×2台
	本町29番地排水機所	本町29番地先	排水ポンプ2台	φ150mm×2基1t／分 2.5t／分
	本町1番地排水機所	本町1番地先	排水ポンプ3台	φ200mm×2基7t／分×2台 φ150mm×1基2t／分
	小茂根二丁目仮排水機所	小茂根二丁目4番地先	排水ポンプ2台	φ500mm×2基36t／分×2台
	大谷口北町仮排水機所	大谷口北町52番地先	排水ポンプ4台	φ500mm×4基36t／分×4台
計			13台	243.5t／分
新河岸川系	東坂下二丁目排水機所	東坂下二丁目17番地先	排水ポンプ1台	φ150mm×1基2.7t／分
	小豆沢四丁目排水機所	小豆沢四丁目25番地先	排水ポンプ1台	φ100mm×1基0.6t／分 (北区管理)
	計		2台	3.3t／分
白子川系	三園二丁目仮排水機所	三園二丁目17番地先	排水ポンプ2台	φ250mm×2基6t／分×2台
	計		2台	12t／分
七曲り道路	七曲り道路排水機所	高島平五丁目1番地先	排水ポンプ3台	φ80mm×1基0.5t／分 φ100mm×2基1.05t／分×2台
	計		3台	2.6t／分
簡易排水ポンプ所	大山金井町簡易排水ポンプ所	大山金井町1番地先	排水ポンプ1台	φ150mm×1基2t／分
	計		1台	2t／分

第3 移動式排水ポンプ保有状況

(単位：台) (令和5年10月1日現在)

所管	口径				計
	40mm	45mm	50mm	76mm	
南部土木 サービスセンター	1	—	6	1	8
北部土木 サービスセンター	—	2	6	—	8
計	1	2	12	1	16

第4 浸水対策

1 土のうステーションの設置

区は、豪雨による緊急的な浸水対策として、常時持ち出しができる土のうステーションを設置している。

土のうステーションについては、区内 66 か所 (令和5年10月1日現在) に設置している。

(単位：か所)

所管	土のうステーション設置	
	箇所数	
南部土木サービスセンター	33	
北部土木サービスセンター	33	
計	66	

■参照（別冊「資料編」）

資料第 1.3.2 土のうステーション設置箇所一覧

第4章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

第1 区における災害時の課題

区における被害想定結果や地域特性を踏まえると下記4つの課題が想定される。

項目	想定される被害
高齢等単身世帯への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 区北部は高齢者の単身世帯率が高い。また、障がい者は災害時に自力で避難することが難しい場合があり、高齢者や障がい者等の単身世帯は、逃げ遅れや避難所生活の健康被害等が懸念される。
都や自治体からの応援	<ul style="list-style-type: none"> ● 都の被害想定では、被害が震源地や沿岸部に集中するため、都や他自治体等からの応援は、より大きな被害があった地域に向けられ、区への応援は遅れる又は限定されるおそれがある。また、初動体制の強化、並びに救出・救助活動やライフライン等の復旧の迅速化のために関係防災機関及び民間事業者との密接な連携が必要である。
避難体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害想定では避難者数が増加していることから、自治体の枠を越える大規模災害時における避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導のあり方について検討が必要である。また、昨今の災害を踏まえ、高齢者や障がい者などの要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制について更なる検討が必要である。
復旧・復興への迅速な対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 都の被害想定では、甚大な建物被害が想定されるため、罹災証明書の交付や応急仮設住宅供与等の体制整備、トイレ機能の確保、がれき処理体制の構築などに取り組む必要がある。

第2 区の減災目標

区においても、想定される被害を抑制するため、減災目標を設定するとともに、減災目標の確実な達成のため、3つの視点と分野横断的な視点それぞれについて、目標とすべき指標を設定した。

区は、目標達成に向けて、都、関係防災機関、区民、事業者等と協力し、対策を推進していく。ただし、避難所、備蓄、医療救護、避難行動要支援者対策、液状化対策など、速やかな対応が必要な対策については、可能な限り早期に達成する。

【区の減災目標】**目標1 区民の命を守る**

- ・2030年までに首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減（死者ゼロをめざす）

目標2 区民の生活環境を守る

- ・地域の機能を支える機関（区役所、病院等）の機能停止を回避
- ・ライフライン事業者と連携して早期復旧を図るとともに、在宅避難ができない区民および帰宅困難者の避難・一時滞在先と支援物資を確保
- ・地域の社会及び経済活動を迅速に再建・回復

【3つの視点（縦串）】

【予防対策】	【応急・復旧対策】	【復興対策】
視点1 自助・共助の促進による地域防災力の向上	視点2 区民の生命と地域の機能を守る応急対応の強化と安全で質の高い生活環境の確保	視点3 被災者の早期の日常生活の回復
一人ひとりの防災・減災対策に加え、町会・自治会、ボランティア等が連携し、地域の総力を結集して地域防災力を高めていく。	関係機関との密接な連携により区民の生命及び地域の機能を守るとともに、Ready-Goリスト及び業務継続計画等により、業務継続体制の確実な確保を図る。	民間等との協定の実効性を高め、避難所の安全化や生活環境の質の向上を図るとともに、区民一人ひとりの日常を一日も早く取り戻す。

【分野横断的な視点（横串）】

①SDGs	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰一人取り残さないという SDGs の理念を踏まえ、女性や要配慮者など多様な視点を防災計画に反映 ⇒多様な視点に配慮した、避難行動、医療救護、避難生活、生活再建支援
②防災 DX	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての「防災 DX」を積極的に推進 ⇒迅速・正確な防災情報の伝達、膨大な被害情報や避難情報の収集・集約、備蓄支援や罹災証明発行の効率化
③防災ブランド	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災の普及・啓発の重要なツールである「いたばし防災+（プラス）プロジェクト」を区の防災ブランドとして確立 ⇒「防災」に「たのしい」「おいしい」「あたらしい」などの価値をプラスした防災意識啓発の推進
④ハード対策	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての防災・減災対策の前提となる「強靭なまちづくり」を推進 ⇒いざ災害が起こったときに命を守るためにまちづくり
⑤人口構造	<ul style="list-style-type: none"> ● 若い世代の減少や 75 歳以上の割合が増加するなど、今後の人口構造の変化も踏まえた防災対策の推進 ⇒高齢者と若い世代の融合や防災リーダーの育成による地域防災の推進

【指標一覧】

◆視点1：自助・共助の促進による地域防災力の向上

項目	2030年度（令和12年度）
家庭内で災害への備えを講じている区民の割合 (区民意識意向調査)	(R3年度) 81.5% ⇒ 調整中
出火防止対策実施率（感震ブレーカー設置）	(R3年度) 2.7% ⇒ 調整中
初期消火対策実施率（消火器設置）	(R3年度) 17.4% ⇒ 調整中
家具類の転倒・落下・移動防止対策	(R3年度) 29.3% ⇒ 調整中
飲料水・非常用食料の備蓄率	(R3年度) 52.9% ⇒ 調整中

◆視点2：区民の生命と地域の機能を守る応急体制の強化と安全で質の高い生活環境の確保

項目	2030年度（令和12年度）
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進 (板橋区耐震改修促進計画 2025)	
特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率	(R2年度) 90.8% ⇒ (R7年度) 100%
一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率	(R2年度) 85.7% ⇒ (R7年度) 90%
BCM体制の再構築	R6年度に区内タイムラインを策定し、区のBCM体制を再構築
受援応援計画等の充実	新たな被害想定を踏まえ、受援物資の配付など区内の受援応援体制を充実
要配慮者利用施設における避難確保計画の策定率	(R5年度) 56% ⇒ 100%
災害医療体制の確保	全ての緊急医療救護所での実働訓練の実施
避難所環境の向上	全ての避難所における安全で質の高い生活環境の確保
民間事業者との災害協定内容の見直し	災害協定締結民間事業者が発災時に実効性のある防災行動がとれる仕組みの構築

◆視点3：被災者の早期の日常生活の回復

項目	2030年度（令和12年度）
迅速かつ公平な被害認定及び罹災証明書の発行体制の構築	被害認定及び罹災証明書発行に係る図上訓練の実施
被災者の生活再建に向けた各種支援制度の整理	生活復興マニュアル及び都市復興マニュアルの改定
災害ごみの集積や処理方法の明示	災害時廃棄物処理計画の改定
断水時の給水支援について仕組みや体制を明示	水道局と連携し、より実効性のある給水訓練の実施

◆分野横断的視点：ハード対策

項目	2030年度（令和12年度）
耐震化（板橋区耐震改修促進計画 2025）	
住宅全体の耐震化率	(R2年度) 86.1% ⇒ (R7年度) 概ね解消
民間の特定建築物の耐震化率	(R2年度) 91.4% ⇒ (R7年度) 95%
整備地域の不燃化（不燃化推進特定整備地区 整備プログラム）	
大谷口一丁目周辺地区不燃領域率	(R1年度) 63.8% ⇒ (R7年度) 70%
大山駅周辺西地区不燃領域率	(R1年度) 72.2% ⇒ (R7年度) 80%以上
木造密集地域の不燃化	(R2年度) 21カ所 ⇒ 減少
無電柱化の推進	調整中

【具体化する区の主要事業】

減災目標の確実な達成のため具体化する区の主要事業を以下に示す。

事業名	3つの視点	分野横断的視点	取組の方向性
防災ガイドの更新・配布	予防	SDGs	令和5年度のいたばしくらしガイド発行（全戸配布）に合わせて、ハザードマップデータを更新する。また、区内の外国人人口増加に伴う需要に対応するため、外国語版（英語、中国語、韓国語）のハザードマップデータを新たに作成する。
地区防災計画策定の推進（コミュニティ防災）	予防	SDGs	住民が自らの地域の特性に応じて作成した18地域の地区別防災対策マニュアルやコミュニティタイムラインを「板橋区地域防災計画」における「地区防災計画」と位置付け、作成及び改定を支援する。
いたばし防災+（プラス）プロジェクト	予防	防災ブランド	防災に「楽しい」や「美味しい」といった付加価値をプラスすることで、これまでに防災に興味のなかった人も巻き込んで地域全体の防災力を向上させる。
庁内タイムラインの作成及びReady-Goリストを含む業務継続計画（BCP）の改定	応急復旧	SDGs	区では業務継続計画（BCP※）を効果的に運用するための業務継続マネジメント（BCM）活動として、発災時の具体的な行動を定めた各課マニュアル及びReady-Goリストを作成している。今般の地域防災計画の改定に合わせて、全庁的な防災行動を整理した「庁内タイムライン」を新たに作成し、区のBCM体制を再構築する。 ※災害発生時においても、区民の生命・身体及び財産を保護し、社会経済活動を維持するため、非常時優先業務を効果的に遂行する上で必要な資源の準備や対応方針・手段を定め、かつ復旧を早めるための計画
備蓄物資体制最適化計画の改定	応急復旧	SDGs	令和4年に実施された都の被害想定の見直しに伴い、各避難所や備蓄倉庫に配備している備蓄物資について、数量や倉庫ごとのレイアウトなど、配備計画の詳細な見直しを行う。 備蓄物資の総量については、家庭の備蓄率やSDGsの理念を踏まえ、検討する。
大規模物流施設と連携した緊急一時退避場所の整備や備蓄物資管理体制の強化	応急復旧	防災DX	舟渡四丁目南地区で令和6年9月に竣工予定の民間大規模物流施設（MFLP・LOGIFRONT 東京板橋）において、水害時の緊急一時退避場所や災害時の支援物資の保管・配送拠点として物流システムを活用し運用していくことについて、民間事業者と連携内容を検討していく。
民間事業者との協定内容の見直し	応急復旧 復興	SDGs ハード対策	災害協定を締結している民間事業者が発災時に実効性のある防災行動がとれるよう、庁内の関連部署と連携して協定細目等の協議等について検討していく。
自治体間連携による広域避難体制の構築	応急復旧	SDGs 人口構造	首都直下地震における災害関連死者数を減少させるため、地震発生後に区民が協定締結自治体へ広域避難できる体制を構築する。
防災関連システムの機能強化	応急復旧	防災DX	多岐にわたる情報を地図上にレイヤー表示し情報の一元管理を行い、専用のアプリやポータルサイトと連携させ情報発信を視覚的に分かりやすいものとなるよう検討していく。
要配慮者利用施設における避難確保計画の策定	応急復旧	SDGs	計画策定期率100%の達成に向けては、庁内の関連部署の連携が必要不可欠であり、組織横断的かつ継続的な支援につながるよう、短期集中的な取組を検討していく。
各種復興マニュアルの改定	復興	SDGs ハード対策	都の被害想定の見直し及び板橋区地域防災計画の改定を踏まえ、板橋区生活復興マニュアル、都市復興マニュアル、災害廃棄物処理計画等を改定し、復興に向けて速やかに動き出せる体制を全庁的に整備する。

第5章 複合災害への対応

第1節 複合災害による被害の様相

近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近した。また、東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。近年では、熊本県を中心に九州や中部地方などにおいて、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受け入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。

都の新たな被害想定においても、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などの複合災害発生時に起きうる事象を整理した。

【被害想定で想定する主な複合災害】

災害	複合災害による被害の様相
地震+風水害	<ul style="list-style-type: none">● 地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大● 梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
地震+火山噴火	<ul style="list-style-type: none">● 数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化● 火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
地震・風水害+感染拡大	<ul style="list-style-type: none">● 多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難所間で集団感染が発生● 救出救助活動や避難者の受け入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。

第2節 複合災害に備え留意すべき事項

先発災害発生時における被害状況を踏まえ、各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要がある。

【複合災害に備え留意すべき事項】

項目	留意事項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を推進 ● 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化 ● 様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証 ● 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進 ● 夏季発災時における熱中症対策 等
大規模自然災害 + 大規模自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ● 先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化 ● 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討 ● 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした灾害関連死抑止への対応 等
感染拡大 + 大規模自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保 ● 避難所における感染拡大による灾害関連死防止への対応 等

第6章 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ

発災直後から応急復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動

危機管理体制の構築(初動態勢、広域連携等)

情報通信の確保(防災行政無線、無線 LAN 等)

道路ネットワークの確保(交通規制、道路啓開)

発災直後から 72 時間以内において特に重要な活動

(各機関)
救出救助
消火活動

自助・共助
救助活動
初期消火
避難支援

帰宅困難者等

対策

ライフ

ライン

の確保

非常用電

源確保

被害状況

の確認

連携

連携

派遣

物流・備蓄
対策

備蓄物資
の供給

燃料の
安定供給

支援物資
の調達・
輸送・供給

避難対策
被災者に
配慮した

運営
ボランティア
の支援
など

生活再建
応急危険度判定

一斉帰宅
の抑制
帰宅困難者
へ情報提供
一時滞在
施設の確保

応急復旧

発災直後

24 h

72 h

発災後、4日目以降に重点的に行う活動

罹災証明
義援金
応急仮設
住宅等

帰宅支援

第3部及び第4部各章の施策は、密接に関連しており、特に発災後は、各施策を実施する主体が相互に連携を図りながら、応急対応を実施することが求められる。

本章では、各施策の関係について、「1 発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動」、「2 発災直後からの 72 時間以内において特に重要な活動」、「3 発災後、4 日目以降に重点的に行う活動」の 3 つに分類し、それぞれの相関のイメージを示した。

1 発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動

(危機管理体制、情報通信、道路ネットワーク)

- 発災後のあらゆる局面において的確な応急活動を展開する上で、初動態勢の確保や各機関との広域連携など、危機管理体制を構築することが不可欠である。
- 関係機関が連携して対応するためには、各機関が被害状況、応急対応状況の情報を共有できるよう、防災行政無線等の情報通信を確保する必要がある。
- 災害広報情報等は、地図情報等を活用して一元管理を行い、専用のアプリやポータルサイトと連携させ、避難所開設状況等の情報発信が視覚的にわかりやすいものとなるよう工夫する必要がある。
- 救出救助活動や消火活動、物資の供給などは、主に車両を使って実施することから、機動的に活動を展開するためには、交通規制や道路啓閉などにより、ネットワークを確保することが重要である。

2 発災直後から 72 時間以内において特に重要な活動

(救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策、ライフライン)

- 救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などの防災機関による活動と、近隣住民同士の共助による活動が連携を図ることで大きな効果を發揮する。
- こうした救助活動等によって助けられた被災者に対し、医療機関等において適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができる。
- 避難所に対しては、生活を支えるために必要な物資を供給するとともに、ボランティアによる支援を円滑に受け入れる必要がある。
- 帰宅困難者の一斉帰宅の抑制は、迅速な救出救助活動の展開のためにも不可欠であり、一時滞在のための物資の供給は、帰宅困難者に対しても、円滑に行われなければならない。
- こうした活動のための非常用電源等によるライフラインの確保や、そのための燃料の安定供給も重要な取組である。

3 発災後、4 日目以降に重点的に行う活動

(生活再建、帰宅支援)

- 発災後 4 日目以降については、帰宅困難者の円滑な帰宅に向けての帰宅支援を進めるとともに、被災者の早期の生活再建に向け、義援金の支給や応急仮設住宅への早期の入居を実現していくかなければならない。

第2部



区等の基本的責務と役割

目 次

第 1 章	区等の基本的責務と役割	39
第 1 節	基本理念及び基本的責務	39
第 1	決意と基本理念	39
第 2	基本的責務	40
1	区民の責務	40
2	事業者の責務	40
3	区の責務（板橋区防災基本条例第6条～第8条）	41
第 2 節	区及び関係各機関の役割	42
第 1	板橋区の役割	42
第 2	板橋区災害対策本部の役割	43
1	板橋区災害対策本部の組織	43
2	本部長室	44
3	各部	46
第 3	東京都の役割（東京都地域防災計画より）	57
第 4	都関係機関（東京都地域防災計画より抜粋）	58
第 5	指定地方行政機関	59
第 6	自衛隊（東京都地域防災計画より）	60
第 7	指定公共機関（東京都地域防災計画より）	61
第 8	指定地方公共機関（東京都地域防災計画より）	62
第 9	その他区長が必要と認める機関（東京都地域防災計画より）	62
第 10	区民・事業所のとるべき措置（板橋区防災基本条例より）	62
第 11	災害緊急事態の布告	63

第1章 区等の基本的責務と役割

第1節 基本理念及び基本的責務

第1 決意と基本理念

- 東日本大震災をはじめとする大地震、たび重なる風水害、そして近年多発する大規模な事件及び事故により、私たちは災害の恐ろしさと防災の重要性を改めて認識した。
- 災害はいつ私たちを襲うかも知れない。災害からいのち、くらし、まちを、私たち自身の手で守るために、全ての人が防災に関する目標を共有し、それぞれの責務を自覚し、力を合わせて安全なまちを築いていかなければならない。
- そのためには、自らのことは自らが守るという自助、地域社会全体で地域を守るという共助、行政が区民の安全を確保するという公助の役割を念頭に、予防対策から応急・復旧対策及び復興対策に至るまでを一連の総合的な防災対策として捉え、地域防災の充実及び強化に努めていくことが大切である。
- ここに、この板橋を、自立と助け合いの精神に支えられ、全ての人が安全に暮らすことができる災害に強いまちとして創造するという決意を表明する。

以上の決意のもと、基本理念を次の通りとする（板橋区防災基本条例第2条）。

- 区民、事業者及び区は、自立と助け合いの精神を尊重し、全ての人が安全に暮らすことができるよう努めなければならない。
- 区民、事業者及び区は、地域の安全を確保するうえで、良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動をはぐくむように努めなければならない。
- 区民、事業者及び区は、防災に関する知識を習得し、行動力を高め、及び助け合いの精神をはぐくむことにより、災害時に備えるとともに、後の世代にこれらを継承していくよう努めなければならない。

第2 基本的責務

1 区民の責務

(1) 災害に対する備え（板橋区防災基本条例第4条、東京都震災対策条例第8条）

- 区民は、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- 区民は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項その他必要な事項について、自ら災害に備える処置を講ずるように努めなければならない。
 - ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保並びに風水害に対する備え
 - イ 家具類の転倒・落下・移動防止
 - ウ 出火の防止
 - エ 初期消火に必要な用具の準備
 - オ 飲料水及び食糧等の確保
 - カ 避難の経路、場所及び方法についての確認
- 区民は、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、事業者、ボランティア及び知事その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。
- 区民は、知事その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、自発的に災害対策活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により災害対策に寄与するよう努めなければならない。

(2) 帰宅困難者対策（東京都帰宅困難者対策条例）

- 都民は、東京都帰宅困難者対策条例第3条に基づき、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。また、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

■参照（別冊「資料編」）

資料震 2.1.1 東京都帰宅困難者対策条例

2 事業者の責務

- 板橋区防災基本条例第5条に基づき、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における区民並びにその管理する施設及び設備について安全を確保しなければならない。
- 事業者は、東京都震災対策条例第10条に基づき、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所単位の事業所防災計画を作成しなければならない。
また、事業継続計画（BCP）の作成を進め、重要事業の継続と地域経済の早期復興、雇用の維持に努めなければならない。

■参照（別冊「資料編」）

資料震 2.1.2 東京都震災対策条例 資料震 2.1.3 東京都震災対策条例施行規則

- 事業者は、その従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供するとともに、東京都帰宅困難者対策条例を踏まえ、帰宅困難者対策（事業所に通勤し、又は来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの）の災害時における安全な帰宅を確保するための対策をいう。）に取り組むよう努めなければならない。
- 具体的には、東京都帰宅困難者対策条例第4条に基づき、大規模災害の発生時において都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。また、同第7条に基づき、従業者の一斉帰宅の抑制及び従業者の3日分の食糧等の備蓄に努めなければならない。

3 区の責務（板橋区防災基本条例第6条～第8条）

(1) 基本的責務

- 区は、基本理念にのっとり、防災に関する調査及び研究を行い、必要な施策を策定し、体制を整備するとともに、これらに関し常に明らかにする責務を有する。
- 区は、前項に規定する施策を策定し、体制を整備するに当たっては、区民及び事業者の意見を積極的に反映するように努めなければならない。

(2) 区民、事業者及び国等との連携

- 区は、常に区民及び事業者並びに国、地方公共団体その他の団体等（以下この本章において「国等」という。）との連携に努めるものとする。この場合において、区は、必要があると認めるときは、区民、事業者又は国等との間に、災害時の業務に関する協定を締結することができる。

(3) 区民等に対する支援等

- 区は、区民、事業者、ボランティア等が自主的に行う防災活動に対し、支援及び協力をを行う。
- 区は、地域の自主的な住民防災組織を育成するため、積極的に支援及び協力をを行い、その充実が図られるようにしなければならない。
- 区は、区民、住民防災組織、事業者、ボランティア等が相互に連携して防災活動に取り組むことができるよう、区民、住民防災組織、事業者、ボランティア等に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならない。

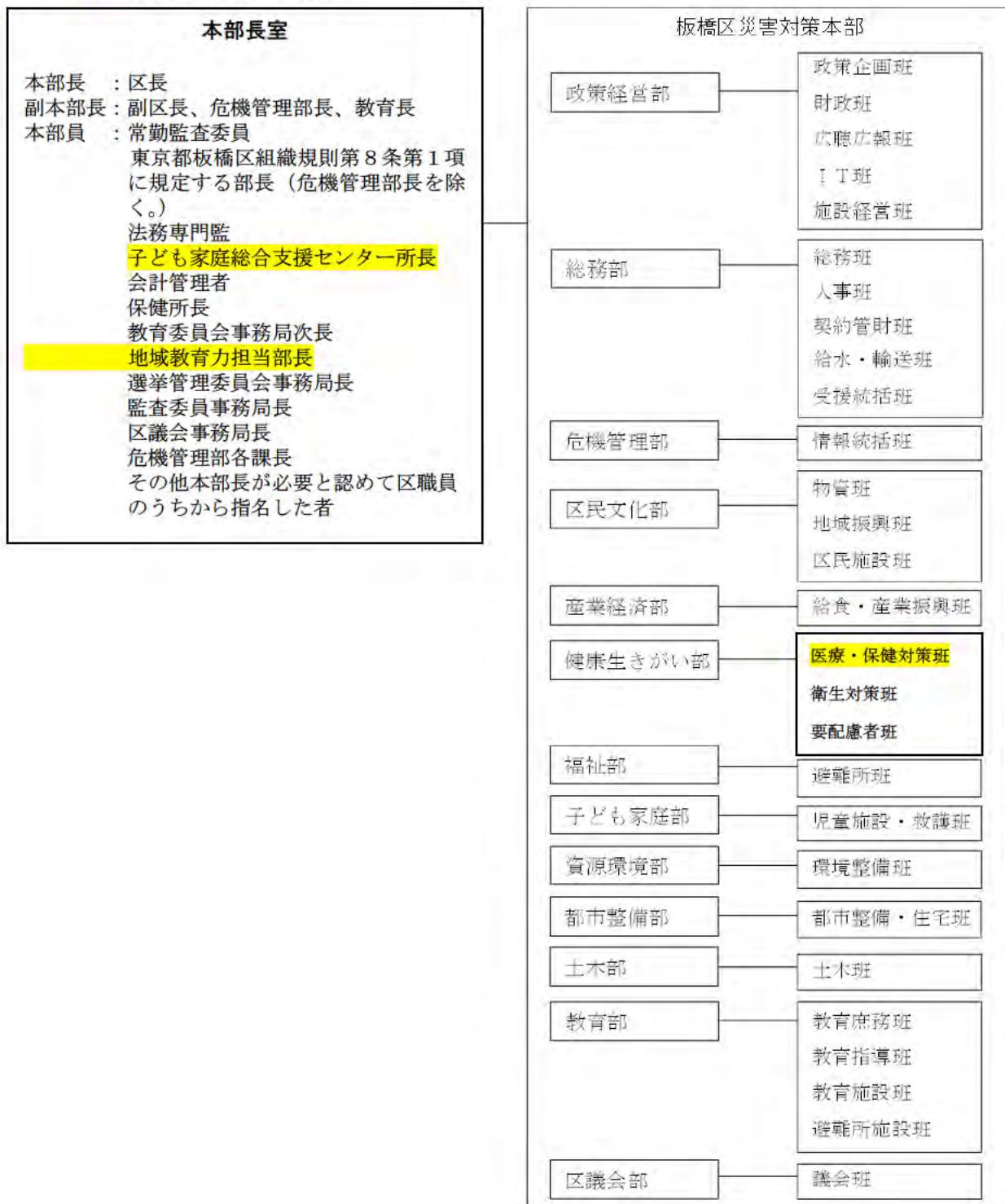
第2節 区及び関係各機関の役割

第1 板橋区の役割

- (1) 板橋区防災会議に関すること
- (2) 防災に係る組織及び施設に関すること
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること
- (4) 緊急輸送の確保に関すること
- (5) 避難の指示等及び誘導に関すること
- (6) 水防に関すること
- (7) 医療、防疫及び保健衛生に関すること
- (8) 外出者の支援に関すること
- (9) 応急給水に関すること
- (10) 救助物資の備蓄及び調達に関すること
- (11) 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること
- (12) ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること
- (13) 公共施設の応急復旧に関すること
- (14) 災害復興に関すること
- (15) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること
- (16) 住民防災組織の育成に関すること
- (17) 地区防災計画の策定支援に関すること
- (18) 事業所防災、事業継続計画（B C P）に関すること
- (19) 防災教育及び防災訓練に関すること
- (20) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること

第2 板橋区災害対策本部の役割

1 板橋区災害対策本部の組織



2 本部長室

本部長室は、次の事項について本部の方針を審議策定する。（東京都板橋区災害対策本部条例施行規則）

- (1) 本部の非常配備態勢及び現地対策本部の設置に関すること。
- (2) 重要な情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難の指示等に関すること。
- (4) 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- (5) 被災者の救出に関すること。
- (6) 都知事に対し災害救助法の発動を要請すること。
- (7) 都知事に対し自衛隊災害派遣について要請すること。
- (8) 都知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請すること。
- (9) 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請に関すること。
- (10) 他の区市町村及び公共機関に対する応援の要請に関すること。
- (11) 警戒区域の設定及び当該区域内の立入り禁止等の措置を要請すること。
- (12) 応急公用負担等に関すること。
- (13) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (14) 行政委員会に対する災害予防又は応急対策の要請に関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

【本部長室の構成員及び職務】

構成員		職務
本部長	区長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
副本部長	副区長、危機管理部長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	<ul style="list-style-type: none">・ 常勤監査委員・ 東京都板橋区組織規則第8条第1項に規定する部長（危機管理部長を除く。）・ 法務専門監・ 子ども家庭総合支援センター所長・ 会計管理者・ 保健所長・ 教育委員会事務局次長・ 地域教育力担当部長・ 選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長・ 区議会事務局長・ 危機管理部各課長・ その他本部長が必要と認めて区職員のうちから指名した者	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

【本部長の職務代理】

大規模災害や複合した大規模災害が発生する場合等に備え、区の危機管理上、一時的な職務代理者を定める。職務代理時に上位の職務代理者が参集等した場合は、代理した職務内容を報告し、代理の権限は上位者に復する。

副区長以下、次の順とする。

順位	権限委譲する要員
1	副区長
2	危機管理部長
3	教育長
4	総務部長
5	政策経営部長
6	区民文化部長
7	危機管理本部員（宿直、日直）

3 各部

板橋区災害対策本部に設置する各部の分掌事務は次のとおりである（東京都板橋区災害対策本部条例施行規則）。また、板橋区業務継続計画に定められた、優先度の高い通常業務も併せて記載する。

なお、各部共通の事務として「来庁者の救護及び避難に関すること」「他の部・班の応援に関すること」「所管施設の点検、被害調査及び応急対策に関すること」がある。

部	班・課	分掌事務	
政策経営部 <small>(■ 災対部長・政策経営部長)</small>	政策企画班 政策企画課 経営改革推進課 ブランド戦略担当 課	応急・復旧	1 災害応急活動の総合調整に関すること
		復興	1 災害復旧・復興計画（生活復興含む。）の立案及び特命に関すること
	財政班 財政課	応急・復旧	1 災害対策関係の予算に関すること 2 区災害対策基金の運用に関すること
		復興	1 災害救助法適用による財政措置に関すること 2 激甚災害指定による財政措置に関すること
	広聴広報班 広聴広報課	応急・復旧	1 災害に関する広報及び広聴並びに写真等による情報の収集及び記録に関すること 2 報道機関との連絡及び会見場の設置に関すること
		復興	1 り災者の相談業務の連絡調整に関すること 2 被災者等の相談業務に関すること
		通常業務	1 ホームページの管理運営 2 広報いたばしの発行
	IT班 IT推進課	応急・復旧	1 区の情報システムの点検（主管課導入システムを除く）、被害調査及び応急対策に関すること 2 区の情報システム（主管課導入システムを除く）の復旧及び整備に関すること
		復興	—
	施設経営班 施設経営課	応急・復旧	1 区有施設の建築物応急危険度判定に関すること 2 区有施設の建築物応急補強対策に関すること
		復興	1 区有施設の復旧建築業務及び災害復旧工事に関すること 2 応急仮設住宅の設置に関すること 3 区有施設の耐震補強に関すること

※ 復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

部	班・課		分掌事務
総務部 ■ 災対部長 .. 総務部長 ■ 補佐 .. 法務専門監、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長	総務班 総務課 区政情報課 男女社会参画課 会計管理室	応急・復旧	1 災害弔慰金、義援金、見舞金の受付及び支給に関すること 2 他の区市町村等への要請業務に関すること 3 各機関支援職員の受け入れに関すること（応援自治体職員を除く） 4 日本赤十字社との連絡調整に関すること 5 本庁舎の帰宅困難者の対応に関すること 6 災害対策関係の会計に関すること
			1 現金及び物品の出納並びに保管に関すること
		復興	1 区長・副区長の日程調整、来客対応等 2 庁内取締り・守衛業務
	人事班 人事課	応急・復旧	1 職員の被災確認（安否）に関すること 2 災害対策従事職員の宿泊及び給食に関すること 3 応援自治体職員の要請及び受け入れに関すること 4 本部職員の服務及び給与に関すること
			—
	契約管財班 契約管財課	応急・復旧	1 避難施設用地等の確保に関すること 2 車両・物資の調達等緊急的な契約に関すること 3 本庁舎の管理、被害調査及び応急対策に関するこ と 4 本庁舎の二次灾害予防及び災害対策に関すること 5 通信（有線）の確保・総括に関すること 6 災害対策に必要な人員輸送に関すること 7 避難施設用地等の確保に関すること 8 区有財産の被害調査の総括に関すること
			復興
			1 災害対策及び復興関係に伴う契約に関すること
	給水・輸送班 課税課 納税課 選挙管理委員会事務局	応急・復旧	1 災害対策に必要な物資等（飲料水を含む）の輸送 に関すること 2 応急給水に関すること
			復興
		通常業務	1 租税等の減免及び徴収猶予に関すること
	受援統括班 監査委員事務局	応急・復旧	1 受援（人的・物的）の統括に関すること
			復興
			1 受援（人的・物的）の統括に関すること

※ 復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

部	班・課	分掌事務	
危機管理部 （■災対部長…危機管理部長（副本部長）■補佐…防災危機管理課長、地域防災支援課長）	情報統括班 危機管理部各課	応急・復旧	1 本部長室及び本部審議に関すること 2 本部の職員動員数の把握に関すること 3 東京都災害対策本部及び関係防災機関との連絡に関すること 4 防災行政無線等による情報収集・連絡・指令伝達に関すること 5 災害情報の総括に関すること 6 重要な情報の発表に関すること 7 災害応急活動状況の把握に関すること 8 激甚災害の指定に関すること 9 住民防災組織との調整の総括に関すること 10 帰宅困難者対応の総括に関すること
		復興	1 災害救助法の適用に関すること 2 被害程度認定調査の総括に関すること 3 震災復興計画の策定に関すること
		通常業務	1 防災センター機能の構築・維持管理 2 街頭消火器の維持管理 3 火災や水害の被害確認・見舞金の支給 4 非常用発電設備・深井戸の維持管理 ※ 3・4については災害時は各班が対応する

※ 復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

部	班・課	分掌事務	
区民文化部 （■災対本部長・区民文化部長）	物資班 戸籍住民課 各区民事務所	応急・復旧	1 住民記録の管理に関すること 2 救援・救助物資の受入れ及び保管並びに配分に関すること 3 火葬の許可に関すること
		復興	1 り災證明書の発行に関すること
		通常業務	1 証明発行 2 公金の収納
	地域振興班 地域振興課 各地域センター	応急・復旧	1 各地域センター管内における被害状況の把握に関すること 2 被災者実態調査に関すること 3 被災者台帳の作成に関すること 4 り災者名簿の作成に関すること 5 地域住民への支援に関すること 6 支援機関との連絡調整に関すること 7 住民防災組織との調整に関すること 8 災害ボランティアとの調整に関すること 9 帰宅困難者の対応に関すること（板橋、仲宿、熊野、仲町、桜川、高島平地域センター）
		応急・復旧	1 防災語学ボランティアの受入れ及び編成に関すること 2 指定管理者との連絡調整（施設の運営方針の協議）
		復興	
	産業経済部 （■災対本部長・産業経済部長）	応急・復旧	1 商工業関係の被害状況の把握に関すること 2 食料の確保及び供給に関すること 3 農地及び農業施設の被害状況の把握に関すること 4 災害対策本部の代替に関すること（赤塚支所）
		復興	1 商工業関係の融資に関すること 2 職業あっせん計画に関すること 3 区内産業の再建支援全般に関すること 4 国・都の制度融資のためのり災證明書の発行に関すること 5 消費者行政に関すること
		通常業務	1 舟渡斎場の運営管理 2 東京あおば農業協同組合との連絡に関すること

※ 復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

部	班・課	分掌事務	
健康生きがい部 （■災対部長…健康生きがい部長 ■補佐…板橋区保健所長）	医療・保健対策班 健康推進課 予防対策課 感染症対策課 国保年金課 健康福祉センター 板橋 上板橋 赤塚 志村 高島平 保健所	応急・復旧	1 医療機関との連絡調整に関すること 2 医療・助産救護・応急医療救護に関すること 3 医療資器材等の調達、保管及び輸送に関すること 4 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること 5 医療ボランティアの受入れ及び編成に関すること 6 被災者の健康相談に関すること 7 遺体の身元確認、搬送、安置、火葬の総括に関すること 8 死者及び行方不明者の捜索（都・警察署の協力）に関すること 9 在宅人工呼吸器使用者の支援に関すること
		復興	1 被災者等のメンタルケアに関すること 2 被災者等の食事提供に係る適切な栄養管理の実施に関すること 3 国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること
		通常業務	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）に基づく措置、疫学調査、検査 2 精神障がいのために自傷又は他害のおそれがある物の警察官からの通報の受理
		応急・復旧	1 食品衛生監視及び飲料水の検査に関すること 2 避難所等の衛生管理に関すること 3 被災地の防疫及び消毒に関すること 4 医療・保健対策班の応援に関すること
		復興	5 動物等の保護対策に関すること 6 防災井戸の被害調査及び水質検査に関すること
		応急・復旧	1 福祉避難所の設置・運営に関すること 2 避難行動要支援者支援活動に関すること
		復興	1 介護保険料の減免及び徴収猶予に関すること 2 後期高齢医療保険料の減免及び徴収猶予に関すること

部	班・課	分掌事務	
健康生きがい部	要配慮者班 長寿社会推進課 介護保険課 後期高齢医療制度課 おとしより保健福祉センター 障がい政策課 障がいサービス課 生活支援臨時給付 金担当課	通常業務	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険の給付業務・認定調査 2 後期高齢医療制度の各種申請・給付業務 3 おとしより相談センター（19ヶ所）の運営 4 地域のおとしより相談センター、民生委員が高齢者を見守り・支援 5 緊急通報システム及び高齢者電話相談センター業務 6 障がい者情報を管理しているシステムの管理等
福祉部 （■災対部長・福祉部長）	避難所班 生活支援課 福祉事務所 板橋 赤塚 志村	応急・復旧 復興 通常業務	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所及び避難者に関すること 2 避難所の設置管理及び避難者の誘導・収容に関すること（人員把握・名簿作成・給食給水等） 3 避難所班の編成に関すること 4 社会福祉協議会との調整に関すること 5 帰宅困難者の対応に関すること（志村福祉事務所） <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者実態調査に関すること 2 福祉需要調査に関すること 3 災害援護資金等の貸付けに関すること <ol style="list-style-type: none"> 1 行旅死亡人等取扱業務 2 各種福祉資金の貸付業務 3 生活保護費等の支払い 4 生活困窮者・身体・知的障がい者の相談援護業務 5 ひとり親家庭援護経費等の支出事務

※ 復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

部	班・課	分掌事務	
子ども家庭部 ■災対部長・子ども家庭部長 ■補佐・子ども家庭総合支援センター所長	児童施設・救護班 子ども政策課 保育運営課 保育サービス課 児童館・保育園 子育て支援課 支援課 援助課 保護課 法務担当課	応急・復旧	1 応急保育の実施に関すること 2 避難所班の応援に関すること 3 支援機関との連絡調整に関すること 4 仮保育所の開設に関すること
		復興	1 り災園児・児童等への支援（メンタルケア含む）に関すること 2 被災者実態調査に関すること 3 被災園児・児童等の避難先調査に関すること 4 保育費用徴収金の減額に関すること
		通常業務	1 児童手当等の支出事務 2 子ども・ひとり親医療証の発行・支払 3 私立保育所・認定こども園等への運営費の支払い 4 子どもなんでも相談の対応
資源環境部 ■災対部長・資源環境部長	環境整備班 環境政策課 資源循環推進課 清掃事務所 板橋東 板橋西	応急・復旧	1 ごみ、し尿の応急的収集及び処理に関すること 2 被災地の環境整備に関すること 3 帰宅困難者の対応に関する事（板橋東、板橋西清掃事務所）
		復興	1 災害廃棄物（がれき）処理計画に関すること
		通常業務	1 石綿の飛散防止対策・指導 2 資源物の収集・運搬業務 3 ごみの収集・運搬 4 直営ごみ収集車の配車・運行管理

※ 復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

部	班・課	分掌事務		
■補佐 …まちづくり推進室長 ■災対部長 …都市整備部長	都市整備・住宅班 都市計画課 建築指導課 建築安全課 住宅政策課 まちづくり調整課 地区整備課 鉄道立体化推進課 高島平まちづくり 推進課	応急・復旧	1 建築物及び宅地（がけ・擁壁）等の被災状況の調査及び応急対策に関すること 2 被災宅地危険度判定に関すること 3 建築物応急危険度判定に関すること	
		復興	1 都市復興計画の策定に関すること 2 都市復興計画に基づく建築工事の指導に関すること 3 復興対象地区の指定に関すること 4 災害復興に係る都市計画、再開発事業、土地区画整備事業等に関すること 5 応急住宅対策の調整に関すること	
		通常業務	1 建築確認・審査・検査	
土木部 ■災対部長 …土木部長	土木班 土木計画・交通安全課 管理課 工事設計課 みどりと公園課 南部土木サービスセンター 北部土木サービスセンター	応急・復旧	1 道路、交通安全施設の点検、被害調査及び応急対策に関すること 2 河川、道路、橋りょう等土木施設の点検、被害調査及び応急対策に関すること 3 緊急道路の障害物除去及び道路啓開に関すること 4 ライフライン関係企業との連絡調整に関すること 5 公園、児童遊園施設等の点検、被害調査及び応急対策に関すること 6 道路、交通安全施設の復旧及び整備に関すること 7 道路、橋りょう等土木施設の復旧計画に関すること 8 公園、児童遊園施設等の復旧及び整備に関すること	
		復興	1 道路工事調整協議会の開催に関すること 2 都市復興マニュアルに基づく道路復興計画の策定に関すること	
		通常業務	1 道路パトロール 2 公園パトロール 3 緊急街灯維持工事 4 道路の維持補修工事	

※ 復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

部	班・課		分掌事務
教育部 ■災対部長…教育委員会事務局次長 ■補佐…地域教育力担当部長	教育庶務班 教育総務課 学務課 新しい学校づくり課 地域教育力推進課 学校配置調整担当課	応急・復旧	1 区立学校（避難所含む）・区立幼稚園との連絡調整に関すること 2 学校教育施設の避難所開設にあたっての学校との連絡調整に関すること 3 支援機関との連絡調整に関すること 4 都教育庁との連絡に関すること
			1 区立学校及び区立幼稚園の再開に関すること 2 り災児童・生徒への学用品等の支給に関すること
			1 教育委員会・校長会の開催 2 学校用務業務委託関係事務 3 学校職員公務災害関係事務
	教育指導班 指導室 教育支援センター	応急・復旧	1 教育の臨時措置に関すること 2 教職員の被災確認（安否）に関すること
			1 り災児童・生徒への支援に関すること 2 り災児童・生徒への教科書等の支給に関すること
			1 教職員服務規律の維持・事故の報告 2 区立学校の運営
	教育施設班 生涯学習課 大原生涯学習センター 成増生涯学習センター 郷土資料館 中央図書館	応急・復旧	1 帰宅困難者の対応に関すること（大原・成増生涯学習センター・中央図書館） 2 文化財の管理・調査及び復旧に関すること
		復興	
	避難所施設班 区立幼稚園 区立小・中学校	応急・復旧	1 学校教育施設の避難所開設にあたっての学校との連絡調整に関すること 2 避難所の管理に関すること
			1 被災幼児・児童・生徒等の安否確認及び避難先調査に関すること 2 被災幼児及び児童・生徒等への支援（メンタルケア含む）に関すること

※ 復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

部	班・課	分掌事務	
(■ 災対部長・区議会事務局長) 区議会部	議会班 区議会事務局	応急・復旧	1 区議会議員等の被災確認（安否）に関すること 2 区議会に対する災害情報の連絡に関すること 3 視察の受入れに関すること
		通常業務	1 幹事長会の開催

※ 復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

【その他の職員】

他の職員	構成員	職務
本部員付連絡員	各部局庶務担当課長等	本部長の命を受け、本部員を補佐する。
各部指揮要員	本部員、本部員付連絡員以外の全管理職（校長含む。）	本部長の命を受け、各班の災害応急活動の指揮にあたる。
第1非常配備員	・課長補佐 ・各課庶務担当係長 ・危機管理部職員	本部長の命を受け、各部指揮要員を補佐する。
特別活動員	本部長が指定した者	本部長の命を受け、初動期の活動を行う。
その他の本部の職員	部長、本部員、本部員付連絡員、各部指揮要員、第1非常配備員、特別活動員を除く全ての職員（教員を含む。）	部長の命を受け、各班の災害活動・事務等に従事する。なお、教員の場合は、部長を各部指揮要員である校長と読み替える。

【本部員、本部員付連絡員、各部指揮要員、施設長が未参集・不在の場合の職務代理】

大規模災害や複合した大規模災害が発生する場合等に備え、区の危機管理上、一時的な職務代理者を定める。職務代理時に上位の職務代理者が参集等した場合は、代理した職務内容を報告し、代理の権限は上位者に復する。

下表の順により、当該災害対策各部の中で、原則として組織順により、順々に次席の要員から充当するものとする。

順位	権限委譲する要員
1	本部員付連絡員
2	各部指揮要員
3	各部庶務担当係長
4	課長補佐
5	担当係長
6	係員

【例】本部員が不在であり、その次席となる本部員付連絡員も不在の場合は、本部員の代行を、その時点で在席している組織順筆頭の各部指揮要員が行い、本部員付連絡員の代行を、その時点で在席している組織順次席の各部指揮要員が行うものとする。

第3 東京都の役割（東京都地域防災計画より）

- (1) 東京都防災会議に関すること
- (2) 防災に係る組織及び施設に関すること
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること
- (4) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること
- (5) 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関すること
- (6) 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること
- (7) 緊急輸送の確保に関すること
- (8) 被災者の救出及び避難誘導に関すること
- (9) 人命の救助及び救急に関すること
- (10) 消防及び水防に関すること
- (11) 医療、防疫及び保健衛生に関すること
- (12) 外出者の支援に関すること
- (13) 応急給水に関すること
- (14) 救助物資の備蓄及び調達に関すること
- (15) 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること
- (16) 区市町村による住民防災組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること
- (17) 公共施設の応急復旧に関すること
- (18) 災害復興に関すること
- (19) 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (20) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること
- (21) 事業所防災に関すること
- (22) 防災教育及び防災訓練に関すること
- (23) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること
- (24) **自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報の整備に関すること**

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第4 都関係機関（東京都地域防災計画より抜粋）

名称	内容
警視庁 第十方面本部 板橋警察署 志村警察署 高島平警察署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 3 行方不明者等の捜索及び調査に関すること。 4 遺体の調査等及び検視に関すること。 5 交通の規制に関すること。 6 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 7 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東京消防庁 第十消防方面本部 板橋消防署 志村消防署	1 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 救急及び救助に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。 5 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関するこ と。 6 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。
消防団 板橋消防団 志村消防団	1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること。 2 水火災、その他災害の警戒及び活動に関すること。 3 人命の救助及び応急救護並びに救急に関すること。 4 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに自主防災態勢の指導育成に関すること。
建設局 第四建設事務所 第六建設事務所 東部公園緑地事務所	1 河川の保全及び復旧に関すること。 2 排水機場の保全及び復旧に関すること。 3 道路及び橋りょうの保全及び復旧に関すること。 4 水防に関すること。 5 河川における流木対策に関すること。 6 河川、道路等における障害物の除去に関すること。 7 公園の保全、復旧及び震災時の利用に関すること。
水道局 北部支所 板橋営業所	1 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 応急給水に関すること。
下水道局 西部第二下水道事務所	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること。
交通局 巣鴨駅務管理所	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関すること。

第5 指定地方行政機関

指定地方行政機関とは、指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法）第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものであり、区においては、以下の機関が該当している。

名称	内容
関東地方整備局東京国道事務所 東京国道事務所 万世橋出張所 荒川下流河川事務所	<p>1 管轄する道路についての計画工事及び管理に関すること。</p> <p>2 防災上必要な訓練、防災に関する施設及び設備の整備、災害危険区域の選定、又は指導、豪雪害の予防に関すること。</p> <p>3 災害に関する予報及び警報の発表、伝達、災害に関する情報の収集及び広報、災害時における交通の確保、災害時における応急工事等災害応急対策に関すること。</p> <p>4 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。</p>
東京管区気象台	<p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。</p> <p>2 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。</p> <p>3 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知でいるよう努める。</p> <p>4 区が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。</p> <p>5 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都や区に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。</p> <p>6 都や区、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</p>

第6 自衛隊（東京都地域防災計画より）

名称	内容
陸上自衛隊 (第1師団)	<p>1 災害派遣の計画及び準備に関すること</p> <p>(1) 防災関係資料の基礎調査</p> <p>(2) 災害派遣計画の作成</p> <p>(3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施</p>
海上自衛隊 (横須賀地方総監部)	<p>2 災害派遣の実施に関すること</p> <p>(1) 人命、又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護、又は応急復旧</p>
航空自衛隊 (作戦システム運用隊本部)	<p>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与</p>

第7 指定公共機関（東京都地域防災計画より）

指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定、告示する機関であり、災害対策基本法第6条の規定に基づき、業務を通じて防災に寄与する責務がある。

平常時にあっては、区の防災会議、発災時には、区の災害対策本部に出席を要請することが予定される区の防災対策に資する指定公共機関として、区においては、以下の機関を指定している。

名称	内容
日本郵便株式会社 板橋郵便局 板橋北郵便局 板橋西郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分
株式会社NTT東日本 東京北支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。
東京電力グループ 大塚支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設等の建設及び安全確保に関すること。 2 電力需給に関すること。
東京ガス株式会社 東京東支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス施設（装置、供給及び製造設備等を含む。）の建設及び安全確保に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
首都高速道路株式会社 東京東局	<ol style="list-style-type: none"> 1 首都高速道路等の建設及び保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。

第8 指定地方公共機関（東京都地域防災計画より）

指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうち、知事が指定告示する機関である。

区においては、以下の機関を指定している。

名称	内容
東武鉄道株式会社 東上業務部	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による支援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の救護及び避難誘導に関すること。
	1 鉄道施設等の安全確保に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による支援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の救護及び避難誘導に関すること。
東京都トラック協会 板橋支部	1 災害時における貨物（トラック）自動車による支援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

第9 その他区長が必要と認める機関（東京都地域防災計画より）

名称	内容
医師会 板橋区医師会 板橋区歯科医師会 板橋区薬剤師会 板橋区柔道整復師会	1 医療救護活動に関すること。 2 防疫の協力に関すること。 3 遺体の検案の協力に関すること。

第10 区民・事業所のとるべき措置（板橋区防災基本条例より）

名称	内容
区民	区民は、震災時の被害を防止するため、相互に協力するとともに、区が行う防災事業に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
事業者	事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、顧客、従業者及び事業所の周辺地域における住民並びにその管理する施設及び設備について安全を確保しなければならない。

第11 災害緊急事態の布告

ア 概要

災害対策基本法第105条では、「非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき以上かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発することができる」とされている。

これまでの災害において、災害緊急事態の布告は宣言されたことがなかった。しかし、本編で被害を想定している首都直下地震や南海トラフを震源域とする巨大地震が発生した際は、起こり得る被害の大きさから災害緊急事態の布告が発せられる可能性がある。このため、災害緊急事態の概要、布告後の役割等について確認する。

イ 災害緊急事態布告後の各機関の役割

■ 区

- 区民に対し、買い占めや不要不急の外出の自粛等の協力を要請する
- 区内に甚大な被害が発生していない場合においても、災害対策本部の設置を検討する
- その他、下記の国の取り組みに協力する など

■ 区民

- 買い占めや不要不急の外出の自粛等、国の要請に協力する など

ウ 布告に伴う特例（規制緩和）

災害緊急事態の布告に伴い、以下の関係法令の規制が緩和される。これらは布告に伴い自動的に適用可能となるため、区は迅速な災害応急対応を図ることとする。

- ・避難所及び応急仮設住宅における消防法第17条の規定は適用しない。ただし安全のため必要な処置を講じる必要がある。
- ・臨時の医療施設の開設にあたり、医療法第4章の規定は適用しない。
- ・火葬許可及び埋葬許可の手続きに関する手続きの特例を定めることができる。
- ・環境大臣による廃棄物処理特例地域の指定及び同地域内での廃棄物の運搬・処分業務の許可制の免除。
- ・被災者等の権利利益の保全、義務の免責、破産手続き開始決定や相続の承認等の期間の特例。
など

第1章 区等の基本的責務と役割
第2節 区及び関係各機関の役割

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部